

公開用

令和 8 年第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 8 年 2 月 24 日提出

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認について -----	7
議案第 2 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 13 号) -----	23
議案第 3 号	令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第 4 号) -----	63
議案第 4 号	令和 7 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算(第 4 号) -----	78
議案第 5 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計補正予算(第 4 号) -----	93
議案第 6 号	令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算(第 3 号) -----	97
議案第 7 号	令和 8 年度茅ヶ崎市一般会計予算 -----	別綴り
議案第 8 号	令和 8 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計予算 -----	別綴り
議案第 9 号	令和 8 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 10 号	令和 8 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計予算 -----	別綴り
議案第 11 号	令和 8 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 12 号	令和 8 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算 -----	別綴り
議案第 13 号	令和 8 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 -----	別綴り
議案第 14 号	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金条 例 -----	106

議案第 15 号	茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 -----	108
議案第 16 号	茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例 -----	113
議案第 17 号	茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 -----	115
議案第 18 号	茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 -----	116
議案第 19 号	茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 -----	117
議案第 20 号	茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 -----	118
議案第 21 号	茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例 -----	119
議案第 22 号	茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築審査会条例の一部を改正する条例 -----	129
議案第 23 号	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部を改正する条例 -----	131
議案第 24 号	茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例 -----	132
議案第 25 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 -----	133
議案第 26 号	茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例 -----	141

議案第 27 号	茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 -----	1 4 6
議案第 28 号	茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例 -----	1 4 7
議案第 29 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	1 4 9
議案第 30 号	工事請負契約の締結について -----	1 5 2
議案第 31 号	工事請負契約の変更について -----	1 5 5
議案第 32 号	工事請負契約の変更について -----	1 5 6
議案第 33 号	指定管理者の指定について -----	1 5 7
議案第 34 号	指定管理者の指定について -----	1 5 8
議案第 35 号	指定管理者の指定について -----	1 5 9
議案第 36 号	指定管理者の指定について -----	1 6 0
議案第 37 号	指定管理者の指定について -----	1 6 1
議案第 38 号	指定管理者の指定について -----	1 6 2
議案第 39 号	指定管理者の指定について -----	1 6 3
議案第 40 号	指定管理者の指定について -----	1 6 4
議案第 41 号	指定管理者の指定について -----	1 6 5
議案第 42 号	指定管理者の指定について -----	1 6 6
議案第 43 号	指定管理者の指定について -----	1 6 7
議案第 44 号	指定管理者の指定について -----	1 6 8
議案第 45 号	指定管理者の指定について -----	1 6 9

議案第46号	指定管理者の指定について -----	170
議案第47号	指定管理者の指定について -----	171
議案第48号	指定管理者の指定について -----	172
議案第49号	指定管理者の指定について -----	173
議案第50号	指定管理者の指定について -----	174
議案第51号	指定管理者の指定について -----	175
議案第52号	指定管理者の指定について -----	176
議案第53号の1	市道路線の廃止について -----	177
議案第53号の2	市道路線の廃止について -----	180
議案第54号の1	市道路線の認定について -----	183
議案第54号の2	市道路線の認定について -----	186
議案第54号の3	市道路線の認定について -----	189
議案第54号の4	市道路線の認定について -----	192
議案第54号の5	市道路線の認定について -----	195
報告第1号	専決処分の報告について -----	198

議案第1号

専決処分の承認について

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

専決第1号

専 決 処 分 書

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月19日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,995,945千円とする。
- 2 嶌入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶌入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		7,976,032	114,151	8,090,183
	3 委託金	707,993	114,151	822,144
歳 入 合 計		108,881,794	114,151	108,995,945

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,866,702	114,151	11,980,853
	4 選挙費	190,246	114,151	304,397
歳 出 合 計		108,881,794	114,151	108,995,945

一般

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金	7,976,032	114,151	8,090,183
歳 入 合 計	108,881,794	114,151	108,995,945

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,866,702	114,151	11,980,853
歳 出 合 計	108,881,794	114,151	108,995,945

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定	財 源	内 訳	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
114,151	0	0	0
114,151	0	0	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金	7,976,032	114,151	8,090,183
3 委託金	707,993	114,151	822,144
1 総務費委託金	707,438	114,151	821,589
歳 入 合 計	108,881,794	114,151	108,995,945

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 選挙費委託金	114,151	3 衆議院議員総選挙費委託金 114,151

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	11,866,702	114,151	11,980,853		
4 選挙費	190,246	114,151	304,397		
4 衆議院議員総選挙費	0	114,151	114,151	県支出金	114,151

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	9,439	10 職員給与費 26,566
3 職員手当等	26,566	20 選挙経費 87,585
6 時間外勤務手 当	25,821	
13 管理職員特別 勤務手当	745	
7 報償費	263	
8 旅費	172	
1 費用弁償	155	
2 普通旅費	17	
10 需用費	5,146	
1 消耗品費	3,773	
2 燃料費	93	
4 印刷製本費	1,192	
6 修繕料	88	
11 役務費	17,859	
1 通信運搬費	17,387	
2 広告料	208	
3 手数料	264	
12 委託料	52,533	
13 使用料及び賃 借料	2,148	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
歳出合計	108,881,794	114,151	108,995,945		

(単位 千円)

節		説 明
区分	金額	
15 原材料費	25	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費		合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	その他の特別職	3,813	261,100	261,100	269,299	
	計	3,844	414,478	549,806	612,085	
補正前	その他の特別職	3,586	256,476	256,476	264,675	
	計	3,617	409,854	545,182	607,461	
比較	その他の特別職	227	4,624	4,624	4,624	
	計	227	4,624	4,624	4,624	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1,640 (1,363)	1,663,010	6,849,847	15,099,440	17,845,837	
補正前	1,640 (1,348)	1,658,195	6,823,281	15,068,059	17,814,456	
比較	0 (15)	4,815	26,566	31,381	31,381	
職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)			
	補正後	815,272	3,125			
	補正前	789,451	2,380			
	比較	25,821	745			

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	6,397,951	12,984,534	15,491,867	
補正前	6,371,385	12,957,968	15,465,301	
比較	26,566	26,566	26,566	
職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	
	補正後	815,272	3,125	
	補正前	789,451	2,380	
	比較	25,821	745	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			備考
		報酬 (千円)	計 (千円)	合計 (千円)	
補正後	(1,326)	1,663,010	2,114,906	2,353,970	
補正前	(1,311)	1,658,195	2,110,091	2,349,155	
比較	(15)	4,815	4,815	4,815	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	26,566	その他の増減分 26,566	時間外勤務手当 25,821 千円 管理職員特別勤務手当 745 千円	

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,763,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,759,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		3,454,140	1,159,182	4,613,322
	1 地方交付税	3,454,140	1,159,182	4,613,322
14 使用料及び手数料		1,615,776	3,060	1,618,836
	2 手数料	1,198,050	3,060	1,201,110
15 国庫支出金		23,390,862	561,764	23,952,626
	1 国庫負担金	15,065,387	353,189	15,418,576
	2 国庫補助金	8,274,078	208,575	8,482,653
16 県支出金		8,090,183	165,257	8,255,440
	1 県負担金	4,951,827	136,010	5,087,837
	2 県補助金	2,316,212	29,247	2,345,459
17 財産収入		1,072,125	464,100	1,536,225
	1 財産運用収入	213,516	64,100	277,616
	2 財産売払収入	858,609	400,000	1,258,609
18 寄附金		226,913	24,054	250,967
	1 寄附金	226,913	24,054	250,967
19 繰入金		1,601,297	△108,504	1,492,793
	2 基金繰入金	1,527,397	△108,504	1,418,893
20 繰越金		2,901,814	724,364	3,626,178
	1 繰越金	2,901,814	724,364	3,626,178
21 諸収入		4,935,494	27,445	4,962,939
	5 雑入	1,798,616	27,445	1,826,061
22 市債		12,043,500	743,000	12,786,500
	1 市債	12,043,500	743,000	12,786,500
歳 入 合 計		108,995,945	3,763,722	112,759,667

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,980,853	213,198	12,194,051
	1 総務管理費	9,465,101	203,374	9,668,475
	3 戸籍住民基本台帳費	928,759	9,824	938,583
3 民生費		43,887,987	1,822,223	45,710,210
	1 社会福祉費	18,771,730	719,357	19,491,087
	2 児童福祉費	20,585,558	919,468	21,505,026
	3 生活保護費	4,530,699	183,398	4,714,097
4 衛生費		15,343,749	184,114	15,527,863
	1 保健衛生費	6,004,856	97,099	6,101,955
	2 清掃費	9,338,893	87,015	9,425,908
6 農林水産業費		401,315	4,805	406,120
	1 農業費	198,190	4,805	202,995
7 商工費		3,394,126	5,000	3,399,126
	1 商工費	3,394,126	5,000	3,399,126
8 土木費		8,882,163	927,737	9,809,900
	2 道路橋りょう費	1,974,206	444,445	2,418,651
	4 都市計画費	4,247,287	483,292	4,730,579
10 教育費		13,981,273	606,645	14,587,918
	1 教育総務費	1,332,477	57,630	1,390,107
	2 小学校費	7,242,933	281,935	7,524,868
	3 中学校費	1,477,115	239,320	1,716,435
	5 社会教育費	2,108,390	27,760	2,136,150
歳 出 合 計		108,995,945	3,763,722	112,759,667

第 2 表 繼 続 費 補 正

変更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
8 土木費	2 道路 橋りょう費	橋りょう等長寿命化 推進事業	千円 329,871	令和7年度	千円 0	千円 249,326	令和7年度	千円 0
				令和8年度	329,871		令和8年度	249,326
10 教育費	3 中学校費	学校施設整備事業 (浜須賀中学校南棟大規 模改修工事)	853,292	令和7年度	251,042	718,680	令和7年度	251,042
				令和8年度	602,250		令和8年度	467,638

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報化推進経費	29,743
		アーバンスポーツ推進事業	1,980
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	15,799
3 民生費	1 社会福祉費	公的介護施設等整備推進事業補助金	7,730
		物価高騰対応重点支援事業 (社会福祉総務費)	15,986
		予防保全事業	66,783
		物価高騰対応重点支援事業 (障がい者福祉費)	5,887
		松林ケアセンター管理経費	3,300
	3 生活保護費	生活保護総務管理経費	1,832
4 衛生費	1 保健衛生費	物価高騰対応重点支援事業 (保健衛生総務費)	12,345
6 農林水産業費	1 農業費	物価高騰対応重点支援事業 (農業振興費)	4,805
	2 水産業費	漁港機能保全事業	94,897
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	94,645
		道路舗装修繕事業	124,316
		道路照明灯等関係経費	4,211
		香川甘沼線道路改良事業	48,331
		上赤羽根堤線道路改良事業	15,372
		市道7449号線道路改良事業	35,285
		市道0109号線歩道設置事業	21,558
		市道0110号線歩道設置事業	16,537
		行谷芹沢線道路改良事業	92,916
		下寺尾芹沢線道路改良事業	177,011
		橋りょう等長寿命化推進事業	122,035

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業	33,298
		新国道線街路事業	238,097
		茅ヶ崎駅南口周辺道路整備事業	7,385
9 消防費	1 消防費	消防水利維持管理経費	11,742
		消防通信業務管理経費	440
		消防車両整備事業	58,476
10 教育費	1 教育総務費	特別支援教育指導関係経費	4,285
		教育事務委託負担金	645
	2 小学校費	予防保全事業	125,480
		特別支援学級関係経費	20,646
	3 中学校費	学校施設整備事業	208,652
		特別支援学級関係経費	30,668

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	203	343
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業 (商工振興費)	1,778,860	1,783,860
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう整備事業	8,316	40,670
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業	470,753	606,562

第4表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度交通安全施設設置事業経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 30,778
令和8年度市道0110号線（東側）予備設計外業務委託経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	18,247

第 5 表 地 方 債 换 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限 度 額	限 度 額			
障 害 児 通 所 施 設 整 備 事 業		60,100	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合は、その債権者との融資条件による。 ただし、市財政の都合により、線上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
下 寺 尾 芹 沢 線 葉 改 良 事 業		132,600			
計	12,043,500	12,786,500			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
茅ヶ崎駅周辺道路設備等整備事業	79,300	121,100
道 路 舗 装 事 業	89,300	206,100
新 国 道 線 街 路 事 業	80,600	50,200
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	4,987,900	5,410,000
計	12,043,500	12,786,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	3,454,140	1,159,182	4,613,322
14 使用料及び手数料	1,615,776	3,060	1,618,836
15 国庫支出金	23,390,862	561,764	23,952,626
16 県支出金	8,090,183	165,257	8,255,440
17 財産収入	1,072,125	464,100	1,536,225
18 寄附金	226,913	24,054	250,967
19 繰入金	1,601,297	△108,504	1,492,793
20 繰越金	2,901,814	724,364	3,626,178
21 諸収入	4,935,494	27,445	4,962,939
22 市債	12,043,500	743,000	12,786,500
歳 入 合 計	108,995,945	3,763,722	112,759,667

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,980,853	213,198	12,194,051
3 民生費	43,887,987	1,822,223	45,710,210
4 衛生費	15,343,749	184,114	15,527,863
6 農林水産業費	401,315	4,805	406,120
7 商工費	3,394,126	5,000	3,399,126
8 土木費	8,882,163	927,737	9,809,900
10 教育費	13,981,273	606,645	14,587,918
歳 出 合 計	108,995,945	3,763,722	112,759,667

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定	財 源	そ の 他		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債			
9,328	0	31,650		172,220
536,301	60,100	13,347		1,212,475
23,007	0	30,640		130,467
4,805	0	0		0
5,000	0	0		0
69,300	260,800	402,418		195,219
79,280	422,100	39,897		65,368
727,021	743,000	517,952		1,775,749

2 歳 入

款項目	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	3,454,140	1,159,182	4,613,322
1 地方交付税	3,454,140	1,159,182	4,613,322
1 地方交付税	3,454,140	1,159,182	4,613,322
14 使用料及び手数料	1,615,776	3,060	1,618,836
2 手数料	1,198,050	3,060	1,201,110
2 衛生手数料	1,063,451	3,060	1,066,511
15 国庫支出金	23,390,862	561,764	23,952,626
1 国庫負担金	15,065,387	353,189	15,418,576
1 民生費国庫負担金	15,053,165	350,530	15,403,695
2 衛生費国庫負担金	12,222	2,659	14,881
2 国庫補助金	8,274,078	208,575	8,482,653
1 総務費国庫補助金	980,879	9,328	990,207
2 民生費国庫補助金	2,943,100	28,468	2,971,568

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	1,159,182	1 普通交付税 1,159,182
2 清掃手数料	3,060	1 一般廃棄物（ごみ）処理手数料 3,060
1 社会福祉費負担金	166,839	1 保険基盤安定負担金 29,519 3 自立支援給付費負担金（1／2） 118,899 4 自立支援医療費負担金（1／2） 6,115 6 障害児入所給付費等負担金（1／2） 10,772 9 産前産後保険料負担金 1,534
2 児童福祉費負担金	135,440	1 保育所運営費負担金（5／10） 61,057 8 施設型給付費負担金（5／10） 19,132 9 地域型保育給付費負担金（5／10） 42,347 10 施設等利用費負担金（5／10） 8,044 11 令和5年度施設等利用費負担金（5／10） 4,652 12 令和4年度施設等利用費負担金（5／10） 208
3 生活保護費負担金	48,251	1 生活保護費負担金（3／4） 48,251
1 保健衛生費負担金	2,659	4 結核医療費負担金（3／4） 2,659
2 戸籍住民基本台帳費補助金	9,328	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金 9,328
2 児童福祉費補助金	6,155	4 子ども・子育て支援交付金 6,155

款項目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費国庫補助金	1,472,036	12,394	1,484,430
4 農林水産業費国庫補助金	43,000	4,805	47,805
5 土木費国庫補助金	607,532	69,300	676,832
7 教育費国庫補助金	428,659	79,280	507,939
8 商工費国庫補助金	1,782,942	5,000	1,787,942
16 県支出金	8,090,183	165,257	8,255,440
1 県負担金	4,951,827	136,010	5,087,837

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
3 生活保護費補助金	440	3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	440
4 地方創生臨時交付金	21,873	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	21,873
1 保健衛生費補助金	49	1 結核医療費補助金（1／2）	49
3 地方創生臨時交付金	12,345	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	12,345
2 地方創生臨時交付金	4,805	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	4,805
2 道路橋りょう費補助金	55,800	1 社会資本整備総合交付金 2 道路交通安全対策事業費補助金	45,800 10,000
4 都市計画費補助金	13,500	1 社会資本整備総合交付金	13,500
2 小学校費補助金	42,464	3 小学校施設整備費補助金	42,464
3 中学校費補助金	36,816	3 中学校施設整備費補助金	36,816
1 地方創生臨時交付金	5,000	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,000

款項目	補正前の額	補正額	計
1 民生費県負担金	4,918,324	136,010	5,054,334
2 県補助金	2,316,212	29,247	2,345,459
2 民生費県補助金	1,082,692	21,293	1,103,985
3 衛生費県補助金	127,406	7,954	135,360
17 財産収入	1,072,125	464,100	1,536,225
1 財産運用収入	213,516	64,100	277,616
2 利子及び配当金	93,236	64,100	157,336
2 財産売払収入	858,609	400,000	1,258,609
1 不動産売払収入	25,800	400,000	425,800
18 寄附金	226,913	24,054	250,967
1 寄附金	226,913	24,054	250,967
2 総務費寄附金	155,642	11,316	166,958

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	125,584	3 保険基盤安定負担金 56,924 4 自立支援給付費負担金 (1/4) 62,507 5 障害児施設措置費(給付費等)負担金 (1/4) 5,386 9 産前産後保険料負担金 767
2 児童福祉費負担金	10,426	1 保育所運営費負担金 (2.5/10) △983 7 施設型給付費負担金 (2.5/10) 1,439 8 地域型保育給付費負担金 (2.5/10) 3,498 9 施設等利用費負担金 (2.5/10) 4,022 10 令和5年度施設等利用費負担金 (2.5/10) 2,346 11 令和4年度施設等利用費負担金 (2.5/10) 104
2 児童福祉費補助金	21,293	5 子ども・子育て支援交付金 6,155 6 教育・保育給付費(施設型給付費等)補助金 (1/2) 15,138
1 保健衛生費補助金	7,954	1 予防接種健康被害救済費補助金 (3/4) 7,954
1 利子収入	64,100	2 財政調整基金利子 25 3 公共施設等再編整備基金利子 19,127 6 文化振興基金利子 25 7 姉妹都市交流基金利子 135 8 子ども未来応援基金利子 920 9 太陽光発電設備普及啓発基金利子 49 10 ごみ減量化・資源化基金利子 3,234 11 緑のまちづくり基金利子 1,521 12 森林環境譲与税基金利子 51 13 学校施設整備基金利子 39,013
1 土地売払収入	400,000	1 市有土地売払収入 400,000
1 総務費指定寄附金	11,316	1 ふるさと基金寄附金 8,987 2 公共施設等再編整備基金寄附金 877 5 文化振興基金寄附金 1,259 6 姉妹都市交流基金寄附金 193

款項目	補正前の額	補正額	計
3 民生費寄附金	13,010	10,252	23,262
4 衛生費寄附金	121	1,640	1,761
5 土木費寄附金	1,400	846	2,246
19 繰入金	1,601,297	△108,504	1,492,793
2 基金繰入金	1,527,397	△108,504	1,418,893
1 ふるさと基金繰入金	110,016	1,667	111,683
2 財政調整基金繰入金	333,622	△110,410	223,212
10 学校施設整備基金繰入金	204,941	239	205,180
20 繰越金	2,901,814	724,364	3,626,178
1 繰越金	2,901,814	724,364	3,626,178
1 繰越金	2,901,814	724,364	3,626,178
21 諸収入	4,935,494	27,445	4,962,939
5 雜入	1,798,616	27,445	1,826,061
2 雜入	1,795,619	27,445	1,823,064
22 市債	12,043,500	743,000	12,786,500

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 民生費指定寄附金	10,252	1 社会福祉基金寄附金 2 子ども未来応援基金寄附金 256 9,996
1 衛生費指定寄附金	1,640	1 太陽光発電設備普及啓発基金寄附金 2 ごみ減量化・資源化基金寄附金 100 1,540
1 土木費指定寄附金	846	1 緑のまちづくり基金寄附金 846
1 ふるさと基金 繰入金	1,667	1 ふるさと基金繰入金 1,667
1 財政調整基金 繰入金	△110,410	1 財政調整基金繰入金 △110,410
1 学校施設整備 基金繰入金	239	1 学校施設整備基金繰入金 239
1 前年度繰越金	724,364	1 前年度繰越金 724,364
3 民生費雑入	4,788	18 訓練等給付費返還金 22 障がい児支援給付費返還金 3,256 1,532
4 衛生費雑入	22,657	3 太陽光発電売電収入 5 有価物売却代 51 22,606

款項目		補正前の額	補正額	計
1 市債	1 市債	12,043,500	743,000	12,786,500
	2 民生債	97,700	60,100	157,800
	5 土木債	2,420,600	260,800	2,681,400
	7 教育債	5,022,700	422,100	5,444,800
歳入合計		108,995,945	3,763,722	112,759,667

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉債	60,100	4 障害児通所施設整備事業債 60,100
1 道路橋りょう 債	291,200	1 茅ヶ崎駅周辺道路設備等整備事業債 41,800 2 道路舗装事業債 116,800 28 下寺尾芹沢線道路改良事業債 132,600
3 都市計画債	△30,400	4 新国道線街路事業債 △30,400
1 小学校債	223,000	1 義務教育施設整備事業債 223,000
2 中学校債	199,100	1 義務教育施設整備事業債 199,100

3 歳 出

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
2 総務費	11,980,853	213,198	12,194,051		
1 総務管理費	9,465,101	203,374	9,668,475		
4 財政管理費	149,182	149,674	298,856	その他	9,012
				一般財源	140,662
6 財産管理費	555,344	20,208	575,552	その他	20,004
				一般財源	204
7 企画費	1,698,867	29,743	1,728,610	一般財源	29,743
13 文化行政費	463,405	1,769	465,174	その他	1,612
				一般財源	157
14 スポーツ振興費	1,156,433	1,980	1,158,413	その他	1,022
				一般財源	958
3 戸籍住民基本台帳費	928,759	9,824	938,583		
1 戸籍住民基本台帳費	928,759	9,824	938,583	国庫支出金	9,328
				一般財源	496
3 民生費	43,887,987	1,822,223	45,710,210		
1 社会福祉費	18,771,730	719,357	19,491,087		
1 社会福祉総務費	6,832,521	333,539	7,166,060	国庫支出金	47,039
				県支出金	57,691
				その他	256
				一般財源	228,553

(単位 千円)

節		説 明
区分	金額	
24 積立金	149,674	20 ふるさと基金積立金 8,987 30 財政調整基金積立金 140,687
24 積立金	20,208	60 公共施設等再編整備基金積立金 20,208
12 委託料	29,743	50 情報化推進経費 29,743 1 情報化推進経費 29,743
24 積立金	1,769	40 文化振興基金積立金 1,441 140 姉妹都市交流基金積立金 328
12 委託料	1,980	80 アーバンスポーツ推進事業費 1,980
12 委託料	9,328	40 旅券発給業務関係経費 496 60 社会保障・税番号制度推進事業費 9,328
18 負担金補助及び交付金	496	
18 負担金補助及び交付金	16,409	40 社会福祉協議会関係経費 423 2 社会福祉基金補助金 423 100 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金 115,259
22 償還金利子及び割引料	157,391	110 国民健康保険事業特別会計繰出金 5,982 130 介護保険事業特別会計繰出金 38,498 190 重層的支援体制整備事業費 1,800
27 繰出金	159,739	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
2 障がい者福祉費	7,767,711	382,518	8,150,229	国庫支出金	141,673
				県支出金	67,893
				地方債	60,100
				その他	2,175
				一般財源	110,677
5 老人福祉施設費	86,952	3,300	90,252	一般財源	3,300
2 児童福祉費	20,585,558	919,468	21,505,026		
1 児童福祉総務費	4,736,103	317,754	5,053,857	国庫支出金	6,139
				県支出金	6,139
				その他	10,916
				一般財源	294,560
2 児童保育費	15,029,105	587,212	15,616,317	国庫支出金	135,440
				県支出金	25,564
				一般財源	426,208

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		200 生活困窮者自立支援事業費 2,686 260 物価高騰対応重点支援事業費 15,986 270 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費返還金 3,258 280 物価高騰対応重点支援給付金返還金 142,340 290 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費返還金 7,307
14 工事請負費	66,783	10 障がい者福祉管理経費 38,216 1 障がい者福祉管理経費 38,216
18 負担金補助及び交付金	5,887	30 障がい児(者)施設関係経費 66,783 3 予防保全事業費 66,783
19 扶助費	271,632	40 自立支援給付費 250,087 1 介護給付費 235,956 3 補装具給付費 1,900 4 自立支援医療費 12,231
22 償還金利子及び割引料	38,216	90 障がい児支援給付費 21,545 130 物価高騰対応重点支援事業費 5,887
10 需用費	3,300	40 松林ケアセンター管理経費 3,300
6 修繕料	3,300	
18 負担金補助及び交付金	18,421	30 家庭児童相談事業費 1,307 40 民間保育所運営補助事業費 14,553
22 償還金利子及び割引料	15,860	50 一時預かり事業費 17,420 100 幼稚園等補助金 1,001 170 子ども未来応援基金積立金 283,473
24 積立金	283,473	
12 委託料	160,822	10 民間保育所等運営事業費 407,234
18 負担金補助及び交付金	149,224	30 児童手当費 27,105 60 施設型給付費 74,204 70 地域型保育給付費 58,931

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
3 母子福祉費	199,459	1,704	201,163	一般財源	1,704
4 児童福祉施設費	479,792	12,798	492,590	国庫支出金	16
				県支出金	16
				一般財源	12,766
3 生活保護費	4,530,699	183,398	4,714,097		
1 生活保護総務費	292,752	119,064	411,816	国庫支出金	440
				一般財源	118,624
2 扶助費	4,237,947	64,334	4,302,281	国庫支出金	48,251
				一般財源	16,083
4 衛生費	15,343,749	184,114	15,527,863		
1 保健衛生費	6,004,856	97,099	6,101,955		
1 保健衛生総務費	3,547,800	22,952	3,570,752	国庫支出金	12,345
				県支出金	7,954
				一般財源	2,653

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	277,166	80 施設等利用費 19,738
22 償還金利子及び割引料	1,704	40 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費 1,704
10 需用費	2,620	20 保育園施設維持管理経費 10,178
1 消耗品費	50	30 児童指導育成経費 2,620
7 賄材料費	2,570	
12 委託料	10,178	
12 委託料	1,832	20 生活保護総務管理経費 119,064
22 償還金利子及び割引料	117,232	
19 扶助費	64,334	10 生活保護扶助費 64,334
10 需用費	25	40 予防接種健康被害救済事業費 10,607
4 印刷製本費	25	160 物価高騰対応重点支援事業費 12,345
11 役務費	75	
1 通信運搬費	75	
18 負担金補助及び交付金	12,245	
19 扶助費	10,607	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
2 予防費	1,126,903	70,459	1,197,362	国庫支出金	2,708
				一般財源	67,751
3 母子衛生費	430,165	3,425	433,590	一般財源	3,425
4 環境衛生費	419,281	263	419,544	その他	200
				一般財源	63
2 清掃費	9,338,893	87,015	9,425,908		
1 清掃総務費	1,779,359	87,015	1,866,374	その他	30,440
				一般財源	56,575
6 農林水産業費	401,315	4,805	406,120		
1 農業費	198,190	4,805	202,995		
3 農業振興費	19,248	4,805	24,053	国庫支出金	4,805
7 商工費	3,394,126	5,000	3,399,126		
1 商工費	3,394,126	5,000	3,399,126		
1 商工振興費	3,298,431	5,000	3,303,431	国庫支出金	5,000
8 土木費	8,882,163	927,737	9,809,900		
2 道路橋りょう費	1,974,206	444,445	2,418,651		
1 道路橋りょう総務費	358,564	71,138	429,702	国庫支出金	18,410
				地方債	41,800

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
19 扶助費	3,644	30 感染症対策事業費 9,550 2 感染症発生動向調査事業費 1,554 4 感染症患者医療費 7,996
22 償還金利子及び割引料	66,815	90 新型コロナウイルスワクチン接種事業費返還金 60,909
22 償還金利子及び割引料	3,425	10 母子保健事業費 3,425 1 母子保健支援事業費 2,406 5 母子相談事業費 1,019
24 積立金	263	90 太陽光発電設備普及啓発基金積立金 263
24 積立金	87,015	40 ごみ減量化・資源化基金積立金 87,015
18 負担金補助及び交付金	4,805	60 物価高騰対応重点支援事業費 4,805
18 負担金補助及び交付金	5,000	140 物価高騰対応重点支援事業費 5,000
12 委託料	11,770	20 道路橋りょう総務管理経費 71,138
14 工事請負費	59,368	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
				一般財源	10,928
2 道路維持費	256,789	124,316	381,105	国庫支出金	7,390
				地方債	116,800
				一般財源	126
3 道路新設改良費	917,051	195,908	1,112,959	国庫支出金	20,000
				地方債	132,600
				一般財源	43,308
5 橋りょう維持費	117,449	53,083	170,532	国庫支出金	10,000
				一般財源	43,083
4 都市計画費	4,247,287	483,292	4,730,579		
1 都市計画総務費	3,418,939	400,000	3,818,939	その他	400,000
3 街路事業費	381,931	75,510	457,441	国庫支出金	13,500
				地方債	△30,400
				一般財源	92,410
4 緑化推進費	78,675	7,782	86,457	その他	2,418
				一般財源	5,364

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	124, 316	10 道路舗装修繕事業費 124, 316
10 需用費	150	50 市道改良事業費 1 香川甘沼線道路改良 48, 331 48, 331
1 消耗品費	150	
12 委託料	51, 590	70 北部地区幹線道路改良事業費 2 下寺尾芹沢線道路改良 147, 577 147, 577
16 公有財産購入 費	144, 168	
12 委託料	14, 703	10 橋りょう等長寿命化推進事業費 53, 083
18 負担金補助及 び交付金	38, 380	
24 積立金	400, 000	170 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金積立金 400, 000
10 需用費	△60	40 新国道線街路事業費 75, 510
1 消耗品費	△60	
12 委託料	143, 220	
16 公有財産購入 費	△72, 082	
21 補償補填及び 賠償金	4, 432	
24 積立金	7, 782	30 緑のまちづくり基金積立金 5, 122 50 森林環境譲与税基金積立金 2, 660

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
10 教育費	13,981,273	606,645	14,587,918		
1 教育総務費	1,332,477	57,630	1,390,107		
2 事務局費	1,326,410	57,630	1,384,040	地方債	500
				その他	39,013
				一般財源	18,117
2 小学校費	7,242,933	281,935	7,524,868		
1 学校管理費	6,222,127	261,289	6,483,416	国庫支出金	34,393
				地方債	213,100
				一般財源	13,796
2 教育振興費	1,020,806	20,646	1,041,452	国庫支出金	8,071
				地方債	9,400
				一般財源	3,175
3 中学校費	1,477,115	239,320	1,716,435		
1 学校管理費	931,156	208,652	1,139,808	国庫支出金	24,113
				地方債	184,300
				その他	239
2 教育振興費	545,959	30,668	576,627	国庫支出金	12,703
				地方債	14,800
				一般財源	3,165

(単位 千円)

節		説 明
区分	金額	
12 委託料	130	70 特別支援教育指導関係経費 4,285
17 備品購入費	4,155	80 教育事務委託負担金 14,332
		150 学校施設整備基金積立金 39,013
18 負担金補助及び交付金	14,332	
24 積立金	39,013	
14 工事請負費	261,289	90 学校施設整備事業費 261,289 1 学校施設整備事業費 135,809 2 予防保全事業費 125,480
10 需用費	1,403	20 特別支援学級関係経費 20,646
1 消耗品費	1,403	
14 工事請負費	17,549	
17 備品購入費	1,694	
14 工事請負費	208,652	90 学校施設整備事業費 208,652 1 学校施設整備事業費 208,652
10 需用費	1,350	20 特別支援学級関係経費 30,668
1 消耗品費	1,350	
14 工事請負費	27,624	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
5 社会教育費	2,108,390	27,760	2,136,150		
3 博物館費	86,953	0	86,953	その他	645
				一般財源	△645
5 青少年対策費	738,683	27,760	766,443	一般財源	27,760
歳出合計	108,995,945	3,763,722	112,759,667		

教育費

(単位 千円)

節		説 明
区分	金額	
17 備品購入費	1,694	
22 償還金利子及び割引料	27,760	70 放課後児童健全育成事業費 27,760

継 続 費 に

款	項	事 業 名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債 務	そ の 他	
8 土木費	2 道路 橋りょう費	橋りょう等長寿命化 推進事業	令和 7	千円 0	千円		千円	千円	千円
			8	249,326	1,540	222,900			24,886
			計	249,326	1,540	222,900			24,886
10 教育費	3 中学校費	学校施設整備事業 (浜須賀中学校南棟 大規模改修工事)	令和 7	251,042		225,900	25,142		
			8	467,638		371,600	96,038		
			計	718,680		597,500	121,180		

関する調書

前前年度 末まで の 支 出 額	前年度末 までの支 出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末まで の 支 出 予 定 額	翌年度 以降支 出 予 定 額	継続費の 総額に する率 対す 進捗率
千円	千円	千円	千円	千円	%
				249,326	100.0
				249,326	100.0
		235,262	235,262		32.7
				483,418	67.3
		235,262	235,262	483,418	100.0

債務負担行為

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期間	金額
令和8年度交通安全施設設置事業経費	千円 30,778		
令和8年度市道0110号線（東側）予備設計外業務委託経費	18,247		

に 関 す る 調 書

当該年 度以降の 支 出 予 定 額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	特 定 財 源	地 方 債 務	そ の 他		
期 間	金 額	国 県 支 出 金	千円	千円	千円
令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 30,778			7,000	
令和7年度 ↓ 令和8年度	18,247			16,400	
					1,847

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 現 在 高	当該年度中増減見込み			当該年度末	
		当該年度中起債見込額			當 現 在 高	見 込 額
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	42,626,346	13,300,600	743,000	14,043,600	52,475,091	53,218,091
(2) 民 生	2,367,146	97,700	60,100	157,800	2,242,179	2,302,279
(7) 土 木	10,421,108	2,922,800	260,800	3,183,600	12,508,919	12,769,719
(10) 教 育	12,924,290	5,458,100	422,100	5,880,200	17,370,980	17,793,080
合 計	64,408,890	13,300,600	743,000	14,043,600	72,009,018	72,752,018

令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,957,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		5,098,013	△119,616	4,978,397
	1 国民健康保険料	5,098,013	△119,616	4,978,397
3 県支出金		15,626,278	5,117	15,631,395
	1 県補助金	15,626,278	5,117	15,631,395
4 財産収入		894	2,174	3,068
	1 財産運用収入	894	2,174	3,068
5 繰入金		1,717,167	121,241	1,838,408
	1 一般会計繰入金	1,597,167	121,241	1,718,408
6 繰越金		17,736	370,000	387,736
	1 繰越金	17,736	370,000	387,736
歳 入 合 計		22,578,244	378,916	22,957,160

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		6,465,727	0	6,465,727
	1 医療給付費分	4,238,876	0	4,238,876
	2 後期高齢者支援金等分	1,626,497	0	1,626,497
	3 介護納付金分	600,354	0	600,354
4 保健事業費		207,311	5,117	212,428
	2 保健事業費	23,157	5,117	28,274
5 国民健康保険運営基金		894	372,174	373,068
	1 国民健康保険運営基金	894	372,174	373,068
6 諸支出金		25,000	1,625	26,625
	1 償還金及び還付加算金	25,000	1,625	26,625
歳 出 合 計		22,578,244	378,916	22,957,160

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総歳入括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	5,098,013	△119,616	4,978,397
3 県支出金	15,626,278	5,117	15,631,395
4 財産収入	894	2,174	3,068
5 繰入金	1,717,167	121,241	1,838,408
6 繰越金	17,736	370,000	387,736
歳 入 合 計	22,578,244	378,916	22,957,160

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金	6,465,727	0	6,465,727
4 保健事業費	207,311	5,117	212,428
5 国民健康保険運営基金	894	372,174	373,068
6 諸支出金	25,000	1,625	26,625
歳 出 合 計	22,578,244	378,916	22,957,160

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財	源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	119,616	△119,616
5,117	0	0	0
0	0	2,174	370,000
0	0	1,625	0
5,117	0	123,415	250,384

2 歳 入

款項目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	5,098,013	△119,616	4,978,397
1 国民健康保険料	5,098,013	△119,616	4,978,397
1 国民健康保険料	5,098,013	△119,616	4,978,397
3 県支出金	15,626,278	5,117	15,631,395
1 県補助金	15,626,278	5,117	15,631,395
1 保険給付費等交付金	15,626,278	5,117	15,631,395
4 財産収入	894	2,174	3,068
1 財産運用収入	894	2,174	3,068
1 利子及び配当金	894	2,174	3,068
5 繰入金	1,717,167	121,241	1,838,408
1 一般会計繰入金	1,597,167	121,241	1,718,408
1 一般会計繰入金	1,597,167	121,241	1,718,408

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医療給付費分現年分	△73,045	1 医療給付費分現年分 △73,045
2 後期高齢者支援金分現年分	△26,259	1 後期高齢者支援金分現年分 △26,259
3 介護納付金分現年分	△20,312	1 介護納付金分現年分 △20,312
1 保険給付費等交付金	5,117	2 特別交付金 5,117
1 利子収入	2,174	1 利子収入 2,174
1 保険基盤安定繰入金	115,259	1 保険基盤安定繰入金 115,259
3 職員給与費等繰入金	1,625	1 職員給与費等繰入金 1,625

款項	目	補正前の額	補正額	計
6	繰越金	17,736	370,000	387,736
1	繰越金	17,736	370,000	387,736
1	繰越金	17,736	370,000	387,736
歳入合計		22,578,244	378,916	22,957,160

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
4 産前産後保険 料繰入金	3,070	1 産前産後保険料繰入金	3,070
6 財政安定化支 援事業繰入金	1,287	1 財政安定化支援事業繰入金	1,287
1 前年度繰越金	370,000	1 前年度繰越金	370,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 国民健康保険事業費納付金	6,465,727	0	6,465,727		
1 医療給付費分	4,238,876	0	4,238,876		
1 医療給付費分	4,238,876	0	4,238,876	そ の 他	73,045
				一般財源	△73,045
2 後期高齢者支援金等分	1,626,497	0	1,626,497		
1 後期高齢者支援金等分	1,626,497	0	1,626,497	そ の 他	26,259
				一般財源	△26,259
3 介護納付金分	600,354	0	600,354		
1 介護納付金分	600,354	0	600,354	そ の 他	20,312
				一般財源	△20,312
4 保健事業費	207,311	5,117	212,428		
2 保健事業費	23,157	5,117	28,274		
2 病院事業費	16,000	5,117	21,117	県支出金	5,117
5 国民健康保険運営基金	894	372,174	373,068		
1 国民健康保険運営基金	894	372,174	373,068		
1 国民健康保険運営基金	894	372,174	373,068	そ の 他	2,174
				一般財源	370,000
6 諸支出金	25,000	1,625	26,625		
1 償還金及び還付加算金	25,000	1,625	26,625		
2 償還金	0	1,625	1,625	そ の 他	1,625

国民健康保険事業特別会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	5,117	10 病院事業会計負担金 5,117
24 積立金	372,174	10 国民健康保険運営基金積立金 372,174
22 償還金利子及び割引料	1,625	10 返還金 1,625

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
歳出合計	22,578,244	378,916	22,957,160		

国民健康保険事業特別会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

令和7年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,393,879千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		3,908,876	56,757	3,965,633
	1 国庫負担金	3,295,169	49,467	3,344,636
	2 国庫補助金	613,707	7,290	620,997
3 支払基金交付金		5,094,833	73,161	5,167,994
	1 支払基金交付金	5,094,833	73,161	5,167,994
4 県支出金		2,705,778	37,984	2,743,762
	1 県負担金	2,597,682	37,603	2,635,285
	2 県補助金	108,096	381	108,477
5 繰入金		3,543,257	108,686	3,651,943
	1 一般会計繰入金	3,042,648	38,498	3,081,146
	2 基金繰入金	500,609	70,188	570,797
7 財産収入		4,262	5,851	10,113
	1 基金利子	4,262	5,851	10,113
歳 入 合 計		20,111,440	282,439	20,393,879

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		500,117	5,618	505,735
	1 総務管理費	319,033	1,984	321,017
	3 介護認定審査費	153,661	3,634	157,295
2 保険給付費		18,141,865	267,920	18,409,785
	1 保険給付費	18,141,865	267,920	18,409,785
3 地域支援事業費		788,455	3,050	791,505
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	701,284	3,000	704,284
	4 その他諸費	1,815	50	1,865
5 介護保険運営基金		470,953	5,851	476,804
	1 介護保険運営基金	470,953	5,851	476,804
歳 出 合 計		20,111,440	282,439	20,393,879

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総歳括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金	3,908,876	56,757	3,965,633
3 支払基金交付金	5,094,833	73,161	5,167,994
4 県支出金	2,705,778	37,984	2,743,762
5 繰入金	3,543,257	108,686	3,651,943
7 財産収入	4,262	5,851	10,113
歳 入 合 計	20,111,440	282,439	20,393,879

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	500,117	5,618	505,735
2 保険給付費	18,141,865	267,920	18,409,785
3 地域支援事業費	788,455	3,050	791,505
5 介護保険運営基金	470,953	5,851	476,804
歳 出 合 計	20,111,440	282,439	20,393,879

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
特 定	財 源	内 訳		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
991	0	4,627		0
92,695	0	105,828		69,397
1,055	0	1,204		791
0	0	5,851		0
94,741	0	117,510		70,188

2 歳 入

款項目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	3,908,876	56,757	3,965,633
1 国庫負担金	3,295,169	49,467	3,344,636
1 介護給付費負担金	3,295,169	49,467	3,344,636
2 国庫補助金	613,707	7,290	620,997
1 調整交付金	396,616	5,689	402,305
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	157,229	610	157,839
7 介護保険事業費補助金	0	991	991
3 支払基金交付金	5,094,833	73,161	5,167,994
1 支払基金交付金	5,094,833	73,161	5,167,994
1 介護給付費交付金	4,895,604	72,338	4,967,942
2 地域支援事業支援交付金	199,229	823	200,052
4 県支出金	2,705,778	37,984	2,743,762
1 県負担金	2,597,682	37,603	2,635,285
1 介護給付費負担金	2,597,682	37,603	2,635,285
2 県補助金	108,096	381	108,477
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	98,273	381	98,654
5 繰入金	3,543,257	108,686	3,651,943

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	49,467	1 現年度分	49,467
1 調整交付金	5,689	1 調整交付金	5,689
1 現年度分	610	1 現年度分	610
1 介護保険事業費補助金	991	1 介護保険事業費補助金	991
1 現年度分	72,338	1 現年度分	72,338
1 現年度分	823	1 現年度分	823
1 介護給付費負担金	37,603	1 介護給付費負担金	37,603
1 現年度分	381	1 現年度分	381

款項目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	3,042,648	38,498	3,081,146
1 一般会計繰入金	3,042,648	38,498	3,081,146
2 基金繰入金	500,609	70,188	570,797
1 介護保険運営基金繰入金	500,609	70,188	570,797
7 財産収入	4,262	5,851	10,113
1 基金利子	4,262	5,851	10,113
1 基金利子	4,262	5,851	10,113
歳入合計	20,111,440	282,439	20,393,879

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1 介護給付費繰入金	33,490	1 介護給付費繰入金	33,490
3 事務費繰入金	4,627	1 事務費繰入金	4,627
4 地域支援事業 繰入金（介護 予防・日常生活 支援総合事 業）	381	1 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	381
1 介護保険運営 基金繰入金	70,188	1 介護保険運営基金繰入金	70,188
1 介護保険運営 基金利子	5,851	1 介護保険運営基金利子	5,851

3 歳 出

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
1 総務費	500,117	5,618	505,735		
1 総務管理費	319,033	1,984	321,017		
1 一般管理費	319,033	1,984	321,017	国庫支出金	991
				その他	993
3 介護認定審査費	153,661	3,634	157,295		
2 認定調査費	111,783	3,634	115,417	その他	3,634
2 保険給付費	18,141,865	267,920	18,409,785		
1 保険給付費	18,141,865	267,920	18,409,785		
1 介護サービス諸費	16,908,433	190,000	17,098,433	国庫支出金	38,377
				県支出金	27,362
				その他	75,050
				一般財源	49,211
2 介護予防サービス諸費	644,719	73,000	717,719	国庫支出金	15,630
				県支出金	9,627
				その他	28,835
				一般財源	18,908
3 高額介護サービス費	573,084	4,800	577,884	国庫支出金	1,060
				県支出金	600
				その他	1,896
				一般財源	1,244
4 審査支払手数料	15,629	120	15,749	国庫支出金	25
				県支出金	14

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,984	30 介護保険事務処理システム改修事業費 1,984
11 役務費	561	10 認定調査費 3,634
3 手数料	561	
12 委託料	3,073	
18 負担金補助及び交付金	190,000	10 介護サービス諸費 190,000
18 負担金補助及び交付金	73,000	10 介護予防サービス諸費 73,000
18 負担金補助及び交付金	4,800	10 高額介護サービス費 4,800
11 役務費	120	10 審査支払手数料 120
3 手数料	120	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
				その他	47
				一般財源	34
3 地域支援事業費	788,455	3,050	791,505		
1 介護予防・生活支援サービス事業費	701,284	3,000	704,284		
2 介護予防ケアマネジメント事業費	61,481	3,000	64,481	国庫支出金	663
				県支出金	375
				その他	1,185
				一般財源	777
4 その他諸費	1,815	50	1,865		
1 審査支払手数料	1,815	50	1,865	国庫支出金	11
				県支出金	6
				その他	19
				一般財源	14
5 介護保険運営基金	470,953	5,851	476,804		
1 介護保険運営基金	470,953	5,851	476,804		
1 介護保険運営基金	470,953	5,851	476,804	その他	5,851
歳出合計	20,111,440	282,439	20,393,879		

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3,000	10 介護予防ケアマネジメント事業費 3,000
11 役務費	50	10 審査支払手数料 50
3 手数料	50	
24 積立金	5,851	10 介護保険運営基金積立金 5,851

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めると
ころによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次の
とおり補正する。

追加

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
令 和 8 年 度 公 共 下 水 道 事 業 柳 島 地 内 外 管 渠 更 生 事 業 経 費	令和7年度 及 令和8年度	86,755

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

債務負担行為

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額	
		期間	金額
令和8年度公共下水道事業 柳島地内外管渠更生事業経費	86,755		

に 関 す る 調 書

(単位 千円)

当該年度以降の支払 義務発生予定期額		左の財源内訳		
期間	金額	国県補助金	企業債	その他
令和7年度	86,755		86,755	
令和8年度				

令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第 1 款 病院事業収益	13,417,340 千円	5,117 千円	13,422,457 千円
第 2 項 医業外収益	1,580,554 千円	5,117 千円	1,585,671 千円

令和 8 年 2 月 24 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

令和7年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			13,417,340	5,117	13,422,457	
	2 医業外収益		1,580,554	5,117	1,585,671	
		3 他会計負担金	1,022,096	5,117	1,027,213	

令和7年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は当年度純損失）	△1,778,840	5,108	△1,773,732
減価償却費	872,736		872,736
退職給付引当金の増減額（△は減少）	80,000		80,000
賞与引当金の増減額（△は減少）	21,858		21,858
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,355		1,355
その他引当金（法定福利費引当金）の増減額（△は減少）	4,414		4,414
長期前受金戻入額	△465,282		△465,282
受取利息及び受取配当金	△2,125		△2,125
支払利息	92,569		92,569
長期前払消費税勘定償却	26,380		26,380
固定資産除却費	11,728		11,728
未収金の増減額（△は増加）	17,053	△5,117	11,936
未払金の増減額（△は減少）	83,738	9	83,747
たな卸資産の増減額（△は増加）	△3,948		△3,948
預り金の増減額（△は減少）	△2,206		△2,206
その他流動資産の増減額（△は増加）	6,368		6,368
小計	△1,034,202		△1,034,202
利息及び配当金の受取額	2,125		2,125
利息の支払額	△92,569		△92,569
業務活動によるキャッシュ・フロー	△1,124,646		△1,124,646
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△444,909		△444,909
無形固定資産の取得による支出	△41,500		△41,500
長期貸付金の返還による収入	450		450
その他投資による支出	△2,800		△2,800
その他投資の返還による収入	1,050		1,050
国庫補助金等による収入	23,525		23,525
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	772,673		772,673
投資活動によるキャッシュ・フロー	308,489		308,489
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△1,000,000		△1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の借入による収入	461,100		461,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,320,539		△1,320,539
リース債務返済による支出	△40,242		△40,242
財務活動によるキャッシュ・フロー	△899,681		△899,681
資金増加額（又は減少額）	△1,715,838		△1,715,838
資金期首残高	3,933,019		3,933,019
資金期末残高	2,217,181		2,217,181

令和7年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
資産の部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 土地	336,264		336,264
イ 建物	19,419,999		19,419,999
減価償却累計額	△12,171,459	△12,171,459	7,248,540
ウ 構築物	267,083	267,083	
減価償却累計額	△189,127	△189,127	77,956
工器械備品	6,354,453	6,354,453	
減価償却累計額	△4,168,434	△4,168,434	2,186,019
オ 車両	10,420	10,420	
減価償却累計額	△6,391	△6,391	4,029
カリース資産	116,553	116,553	
減価償却累計額	△85,560	△85,560	30,993
有形固定資産合計			9,883,801
(2) 無形固定資産			
ア 電話加入権	1,803		1,803
イ ソフトウェア	450,985		450,985
ウ リース資産	12,514		12,514
無形固定資産合計			465,302
(3) 投資その他資産			
ア 長期貸付金	0		0
イ 長期前払消費税	205,443		205,443
ウ その他投資	6,885		6,885
投資その他資産合計			212,328
固定資産合計			10,561,431
2 流動資産			
(1) 現金預金	2,217,181		2,217,181
(2) 未収金 貸倒引当金	2,059,419 △67,044	5,117	2,064,536 △67,044
(3) 貯蔵品	177,522		1,997,492 177,522
流動資産合計			4,392,195
資産合計			14,953,626

区分	既決予定額	補正予定額	計
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,462,222		<u>6,462,222</u>
企業債合計			6,462,222
(2) リース債務	23,749		23,749
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	1,998,247		<u>1,998,247</u>
引当金合計			<u>1,998,247</u>
固定負債合計			8,484,218
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,361,386		<u>1,361,386</u>
企業債合計			1,361,386
(2) リース債務	24,107		24,107
(3) 未払金	1,089,198		1,089,207
(4) 引当金			
ア 賞与引当金	395,993		395,993
イ その他引当金	75,610		<u>75,610</u>
引当金合計			471,603
(5) その他流動負債			
ア 預り金	3,350		<u>3,350</u>
その他流動負債合計			<u>3,350</u>
流動負債合計			2,949,653
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
ア 補助金	806,426		806,426
イ 一般会計繰入金	8,661,868		8,661,868
ウ その他の	2,727		<u>2,727</u>
長期前受金合計			9,471,021
(2) 収益化累計額			
ア 補助金	△471,669		△471,669
イ 一般会計繰入金	△6,768,868		△6,768,868
ウ その他の	△1,221		<u>△1,221</u>
収益化累計額合計			<u>△7,241,758</u>
繰延収益合計			<u>2,229,263</u>
負債合計			<u>13,663,134</u>
資本の部			
6 資本金	5,383,112		5,383,112
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 寄附金	21,048		21,048
イ 補助金	219,150		219,150
ウ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>
資本剰余金合計			1,779,109
(2) 欠損金			
ア 当年度未処理欠損金	5,876,837	△5,108	<u>5,871,729</u>
欠損金合計			<u>5,871,729</u>
剰余金合計			<u>△4,092,620</u>
資本合計			<u>1,290,492</u>
負債資本合計			<u>14,953,626</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

エ その他の引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理している。ただし、別棟建設期間中（平成28年度から令和元年度）及び本館改修工事期間中（令和2年度から令和5年度）に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。また、放射線治療装置更新（令和5年度）及び医療情報システム更新（令和5年度）において生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、それぞれ10年間及び5年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ5,789千円、6,368千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は4,500,596千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の单一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和7年度茅ヶ崎市病院
収益的収入

収入

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	13,417,340	5,117	13,422,457
2 医業外収益	1,580,554	5,117	1,585,671
3 他会計負担金	1,022,096	5,117	1,027,213

事 業 会 計 补 正 予 算 説 明 書
及 び 支 出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2 国民健康保険事業 特別会計負担金	5,117	

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 茅ヶ崎海岸グランドプランを推進するため、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(1) 市の資金

(2) 基金の趣旨に添う寄附金

(3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、茅ヶ崎海岸グランドプランを推進するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎海岸グランドプランの推進を目的として、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金を設置するため提案する。

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第1号中「）並びに同法」を「同項において同じ。）並びに地方自治法」に改め、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「及び市の議会の規程」を「、市の議会の規程及び企業管理規程」に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「）を使用して」を「以下同じ。）を使用する方法により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、申請等のうち」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定しているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に」を削り、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなしして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、処分通知等のうち」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規

定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、作成等のうち」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第7条を次のように改める。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるものの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことが規定されているもの（第3条第1項の規定に基づき行わせること又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

第9条を第10条とする。

第8条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「使用して」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（改正前の茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのつとり、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、申請等に係る添付書類の省略等に関し必要な事項を定めるため提案する。

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員定数条例（昭和24年茅ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「6月を限度として」を削る。

第2条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員は、前項に定める定数のほかに置くことができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

(2) 地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員

(3) 地方公務員法第28条第2項又は茅ヶ崎市職員分限条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第73号）第2条の規定により休職にされている職員

(4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受け職員団体の業務に専ら従事している職員

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(6) 国、他の地方公共団体その他の団体に派遣されている職員

(7) 初任教育を修了する日の属する年度の末日までの間にある消防職員

第2条に次の2項を加える。

3 併任を命ぜられている職員は、当該併任に係る職に関し、第1項に定める定数のほかに置くことができる。

4 第2項の規定により第1項に定める定数のほかに置いた職員（第2項第7号に掲げる職員を除く。）が職務に復帰し、又は復職した場合は、その復帰し、又は復職した日から起算して1年を超えない期間に限り、当該職員を第1項に定める定数のほかに置くことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、相当の期間にわたり職務に従事しない職員を定数のほかに置くことができるることとすることにより、当該職員に代わって職務に従事する者を任用することができるようするため提案する。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の215」を「100分の216.25」に、「100分の237.5」を「100分の236.25」に改める。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和33年茅ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の180」を「100分の178.75」に改め、同項第2号中「100分の185」を「100分の183.75」に改める。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。
。

第17条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。
。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、議員及び特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「60,000円」 を 「61,000円」 に、

72,500円
33,500円
22,000円
113,000円
11,500円
250,000円
250,000円
125,000円

を

73,500円
34,000円
22,400円
115,000円
11,700円
253,000円
253,000円
126,500円

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、特別職の職員で非常勤のもののうち、産業医その他の嘱託医に支給する報酬について、その額を改めるため提案する。

議案第19号

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 生活保護精神科嘱託医の項の次に次のように加える。

児童福祉法第33条の10第3項第3号の 規定により指定する者	日額	10,000円
-----------------------------------	----	---------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、市長がその所管する児童福祉事業で起きた虐待事案について事実確認等の措置を講じた場合に、児童福祉法に基づく報告をする者として市長が指定した者に対する報酬の額を定めるため提案する。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、国家公務員に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員旅費条例（平成20年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか」を削る。

第2条第1項第8号を同項第10号とし、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に、「しない」を「していない」に改め、「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「国、都道府県又は他の市町村の職員から引き続いて採用された職員及び」を削り、同号を同項第7号とし、同項第4号中「在勤庁」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号中「以下」の次に「この号、第8条から第11条まで及び第19条において」を加え、同号を同項第5号とし、同項第2号中「以下」を「次号において」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 市長等 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者をいう。

(3) 職務の級 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第5条第1項第1号アに規定する行政職給料表(1)による職務の級及び同表の適用を受けない者については規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(11) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第4項を次のように改める。

4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

第3条第5項中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関の事故又は」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に改め、同条第3項中「旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令書等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

第4条第5項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に、「旅行命令書に当該旅行に関

する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「旅行命令書等に前項に定める事項の記載又は記録を」に改める。

第5条の見出しを「（旅行命令等に従わない旅行）」に改め、同条第1項中「旅行命令（」を「旅行命令等（」に、「変更された旅行命令」を「変更を受けた旅行命令等」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改め、同条第2項及び第3項中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に、「旅行命令に」を「旅行命令等に」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第19条までに定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に、「方法によって」を「方法により」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の種目）

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第8条から第12条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務

の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

○
(船賃)

第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）
　　) 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であって、職務の級が4級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
　　(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
　　(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第13条から第23条までを次のように改める。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし

、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を

勘案して規則で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号及び第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第23条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出し

なかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

第24条から第26条まで及び第3章を削る。

「第4章 雜則」を削る。

第36条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に、「当該旅行の」を「旅行の」に改め、同条を第24条とし、第37条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第38条中「依頼」の次に「又は要求」を加え、同条を第27条とし、第39条を第28条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅ヶ崎市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の茅ヶ崎市職員旅費条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅

行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第2条第1項中「旅行した」を「旅行する」に、「内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2により算定した額のほか、一般職の職員」を「市長等（茅ヶ崎市職員旅費条例（平成20年茅ヶ崎市条例第4号）第2条第2号に規定する市長等をいう。）」に改め、同条第2項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

6 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和33年茅ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び旅費の額並びに」を「の額及び」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「及び旅費の額並びに」を「の額及び」に改め、同条を第7条とする。

。

別表を削る。

(茅ヶ崎市実費弁償条例の一部改正)

7 茅ヶ崎市実費弁償条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「車賃」を「その他交通費」に改める。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、職員に対して支給する旅費の種目及び内容等の見直しを行うため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築審査会条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の123の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

別表第2の12の項中「19の項まで及び23の項」を「21の項まで及び25の項」に改め、同表13の項中「8の項の中欄」を「10の項の中欄」に改め、同表14の項中「9の項の中欄」を「11の項の中欄」に改め、同表15の項中「10の項の中欄」を「12の項の中欄」に改め、同表16の項中「8の項の中欄」を「10の項の中欄」に改め、同表17の項中「9の項の(2)」を「11の項の(2)」に、「9の項の中欄」を「11の項の中欄」に改め、同表18の項中「10の項の中欄」を「12の項の中欄」に改め、同表19の項中「8の項の中欄」を「10の項の中欄」に改め、同表20の項中「9の項の(2)」を「11の項の(2)」に、「9の項の中欄」を「11の項の中欄」に改め、同表21の項中「10の項の中欄」を「12の項の中欄」に改める。

(茅ヶ崎市建築審査会条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市建築審査会条例（昭和60年茅ヶ崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第2項」に改め、同条第4号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正によりマンションの各部分の高さに係る特例が定められたことに伴い、当該特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等のため提案する。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第43号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「の全て」の次に「（市長が特に認めた場合にあっては、その相
当数）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、認定コミュニティの認定基準を緩和し、地域における公益の増進を図るため提
案する。

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市印鑑条例（昭和50年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、電気通信事業法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第13条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第14条第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第22条中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第26条第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第36条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第36条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第41条及び第41条の3から第41条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額
- イ 第41条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第36条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第36条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第36条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第36条の2第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控

除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第36条の2第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第36条の6 第36条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第40条第1項中「若しくは第24条」を「、第24条若しくは第36条の3」に改め、「、第41条の3第1項」の前に「、同条第5項各号に定める額」を、「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第41条の3第3項第1号」を「同条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項又は第6項」に、「第41条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第41条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項

までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額若しくは第41条の5に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは第24条の額若しくは第33条の額」を「、第24条、第33条若しくは第36条の3の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「、同条第5項各号に定める額」を加え、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第41条の3第3項第1号」を「同条第4項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第41条の5」に改める。

第41条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第2項前段中「及び第3項」を削り、「前項各号のア及びイ」を「前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイ」に改め、同項後段から同条第4項までの規定中「及び第3項」を削り、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第36条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第36条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計

算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に1

0分の2を乗じて得た額

- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第36条の5第2項の規定は、前項第1号アからウまで、第2号アからウまで及び第3号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第41条の2中「及び前条第1項」を「、第25条、第34条及び第36条の4並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第41条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。

第41条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第5項各号」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。

第41条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「第6項」を「、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第31条に規定する額」との次に「、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。

第41条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第5項各号」と、第7項中「第17条第2項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。

第41条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第41条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第36条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第41条第5項、第41条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第46条第3項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条、第14条、第22条、第36条の2から第36条

の 6まで及び第 40 条から第 41 条の 5までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を徴収するため提案する。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成 12 年茅ヶ崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

9 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。次項から第 12 項までにおいて同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 6 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア及び第 15 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。）」とする。

10 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除のある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

11 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該

給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「旧所得税法別表第5」という。）の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

12 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得

た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）第17条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、茅ヶ崎市市税条例第17条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、茅ヶ崎市市税条例第17条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

13 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する合計所

得金額の算定方法の特例及び令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定めるため提案する。

茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「いう。」の次に「及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）災害時における歯科医療等の提供に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、オーラルフレイル対策及び災害時における歯科医療等の重要性に鑑み、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を拡充するため提案する。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市火災予防条例（平成4年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第10条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火氣設備等及び対象火氣器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号並びに第3項から第5項までを除く。）及び第8条第1項の規定を準用する。

第11条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第13条の2第1項中「第64条第14号」を「第64条第15号」に改める。

第39条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第64条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を緩和する等のため提案する。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

住 所 (略)

氏 名 富樫 絵美

生年月日 (略)

提案理由

本案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により提案する。

経歴概要

住所 (略)

富樫絵美

(略)

経歴

(以下略)

参考

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

(第2項省略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項から第9項まで省略)

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 新鶴嶺橋長寿命化修繕工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 178,090,000円
- 4 竣工期限 令和9年2月12日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市元町12番9号
浅岡建設株式会社
代表取締役 浅岡 康一

提案理由

本案は、新鶴嶺橋長寿命化修繕工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

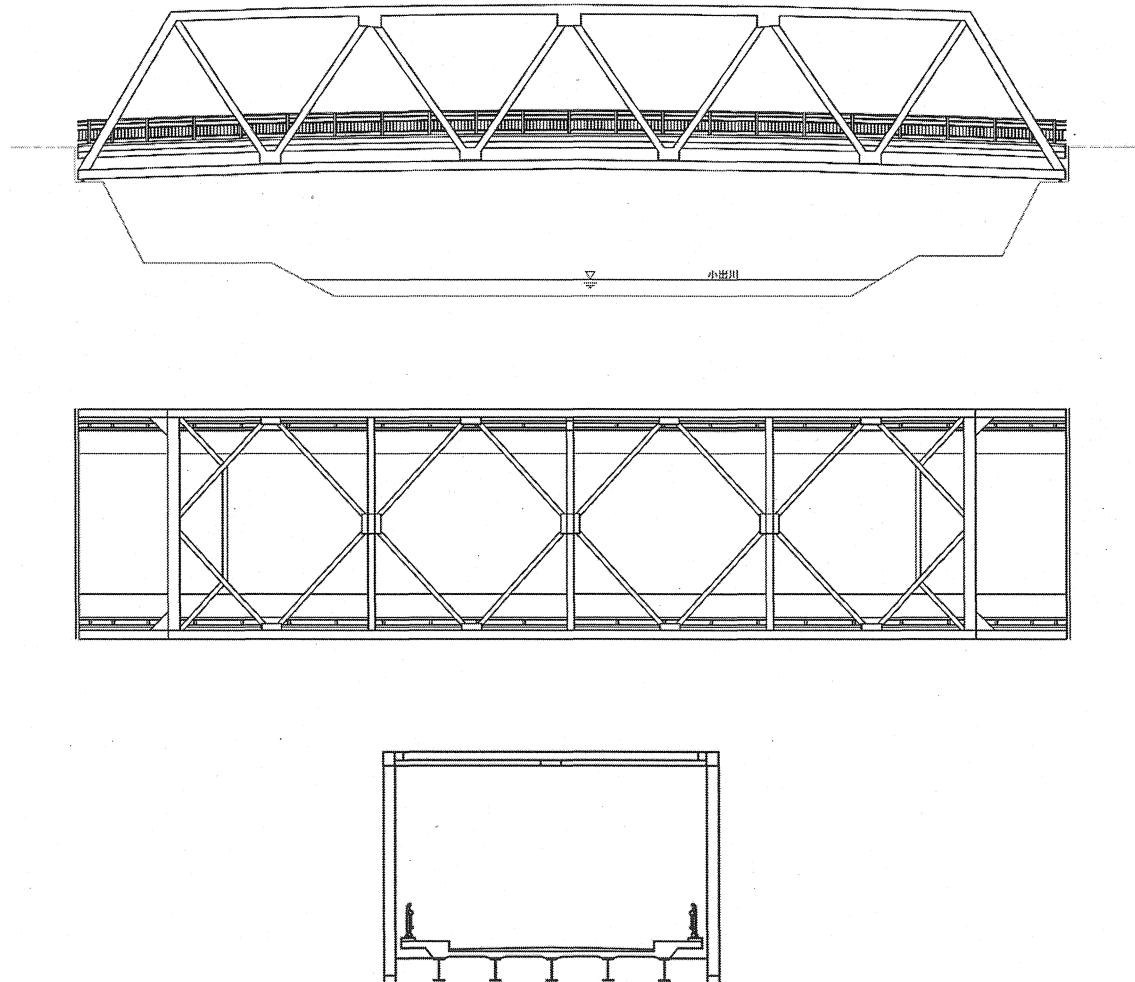
議案第30号資料

工事名称：新鶴嶺橋長寿命化修繕工事



案内図

新鶴嶺橋 橋長 42.2m



側面図・平面図・断面図

工事名称

新鶴嶺橋長寿命化修繕工事

工事概要

橋面防水工	315 m ²
橋梁塗装工	1993 m ²
アスファルト舗装工 (車道)	249 m ²
アスファルト舗装工 (歩道)	66 m ²
足場工	1式

工事請負契約の変更について

(仮称) 松林地区地域集会施設建設(建築)工事の請負契約の一部を次のように変更する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

契 約 金 額	変更前 726,000,000円
	変更後 731,758,500円

提案理由

本案は、(仮称)松林地区地域集会施設建設(建築)工事の請負契約について、労務単価及び建設発生土処分費の改定に伴い、契約金額を増額するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事請負契約の変更について

(仮称) 松林地区地域集会施設建設（電気設備）工事の請負契約の一部を次のように変更する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

契 約 金 額	変更前	1 9 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円
	変更後	1 9 2 , 2 8 4 , 4 0 0 円

提案理由

本案は、(仮称) 松林地区地域集会施設建設（電気設備）工事の請負契約について、労務単価の改定に伴い、契約金額を増額するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 茅ヶ崎地区コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市元町10番33号
茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 安彦 光雄 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎地区コミュニティセンターの指定管理者に茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 南湖会館 |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市南湖四丁目6番1号
南湖地区まちぢから協議会
会長 三觜 健一 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、南湖会館の指定管理者に南湖地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 高砂コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市中海岸一丁目2番42号
茅ヶ崎南地区まちぢから協議会
会長 篠原 徳守 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、高砂コミュニティセンターの指定管理者に茅ヶ崎南地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 海岸地区コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市東海岸北五丁目16番20号
海岸地区まちぢから協議会
会長 林 正明 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、海岸地区コミュニティセンターの指定管理者に海岸地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 鶴嶺西コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市萩園2360番地1
鶴嶺西地区まちぢから協議会
会長 貴島 義夫 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、鶴嶺西コミュニティセンターの指定管理者に鶴嶺西地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 鶴嶺東コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市西久保180番地
鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会
センター長 尾坂 清 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、鶴嶺東コミュニティセンターの指定管理者に鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | コミュニティセンター湘南 |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市中島1670番地
湘南地区まちぢから協議会
会長 高山 和茂 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、コミュニティセンター湘南の指定管理者に湘南地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 小和田地区コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市小和田三丁目15番10号
小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 雪石 剛 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、小和田地区コミュニティセンターの指定管理者に小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 松浪コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市常盤町2番2号
松浪地区まちぢから協議会
会長 前田 積 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、松浪コミュニティセンターの指定管理者に松浪地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 浜須賀会館 |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市旭が丘13番2号
浜須賀会館管理運営委員会
会長 清水 孝 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、浜須賀会館（地域集会施設）の指定管理者に浜須賀会館管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 小出地区コミュニティセンター |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市堤2704番地2
小出地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 村越 安芳 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、小出地区コミュニティセンターの指定管理者に小出地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | しおさい南湖 |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市南湖四丁目6番1号
南湖地区まちぢから協議会
会長 三觜 健一 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、しおさい南湖の指定管理者に南湖地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 浜須賀会館 |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市旭が丘13番2号
浜須賀会館管理運営委員会
会長 清水 孝 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、浜須賀会館（老人憩の家）の指定管理者に浜須賀会館管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 皆楽荘 |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市堤2704番地2
小出地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 村越 安芳 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、皆楽荘の指定管理者に小出地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 子どもの家茅っ子(かやっこ) |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市元町10番33号
茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 安彦 光雄 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家茅っ子(かやっこ)の指定管理者に茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 子どもの家さんぽみち |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市西久保180番地
鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会
センター長 尾坂 清 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家さんぽみちの指定管理者に鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 子どもの家わくわくらんど |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市中島1670番地
湘南地区まちぢから協議会
会長 高山 和茂 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家わくわくらんどの指定管理者に湘南地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 子どもの家銀河(ぎんが) |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市小和田三丁目 15 番 10 号
小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 雪石 剛 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 13 年 3 月 31 日まで |

提案理由

本案は、子どもの家銀河(ぎんが)の指定管理者に小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 子どもの家なみっこ |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市常盤町 2 番 2 号
松浪地区まちぢから協議会
会長 前田 積 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 13 年 3 月 31 日まで |

提案理由

本案は、子どもの家なみっここの指定管理者に松浪地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 子どもの家わいわいハウス |
| 2 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市堤2704番地2
小出地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 村越 安芳 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家わいわいハウスの指定管理者に小出地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和8年2月24日提出

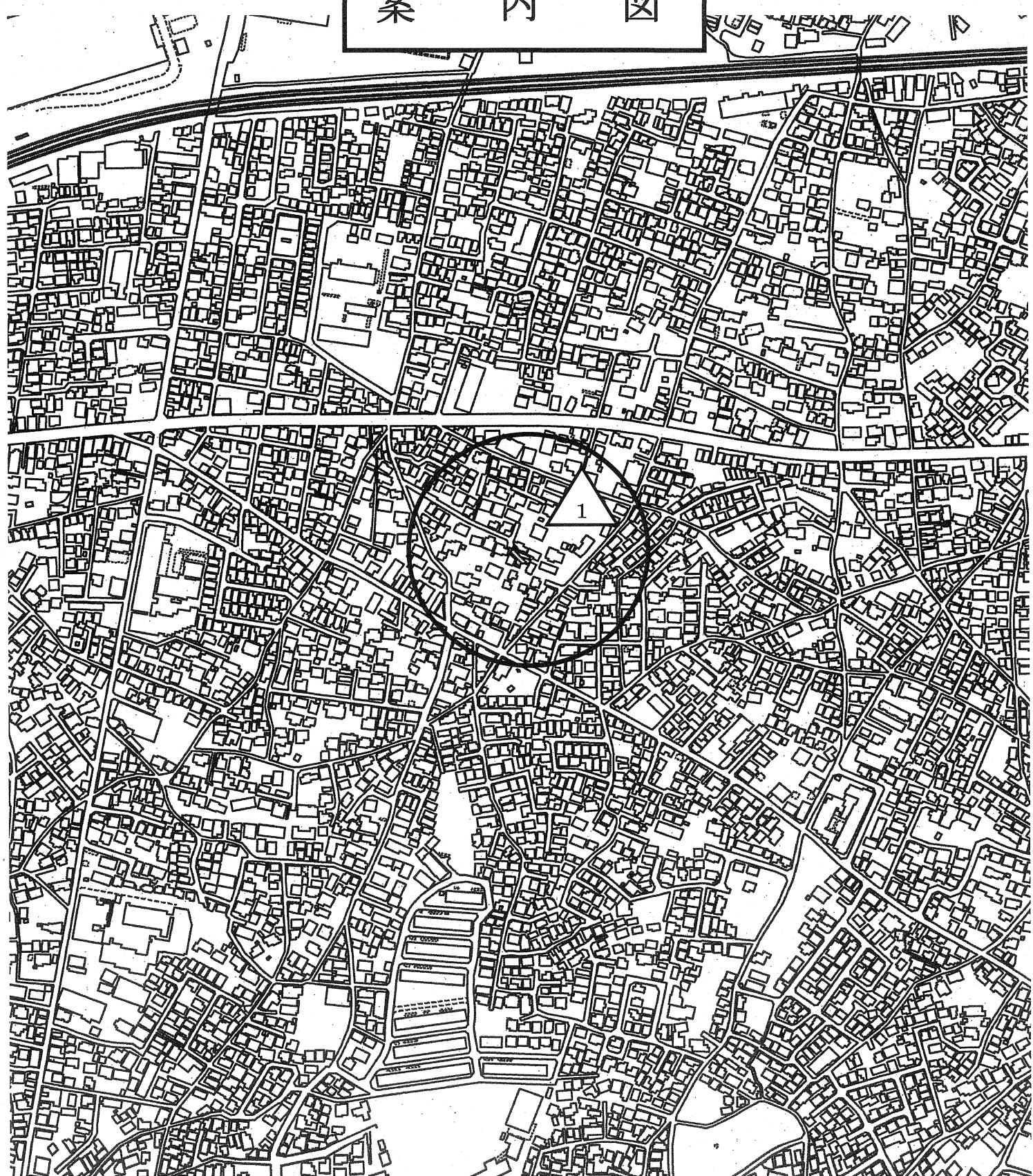
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△1	1846号線	旭が丘 2146番14地先	旭が丘 2146番11地先	26.73 m	4.20 m

提案理由

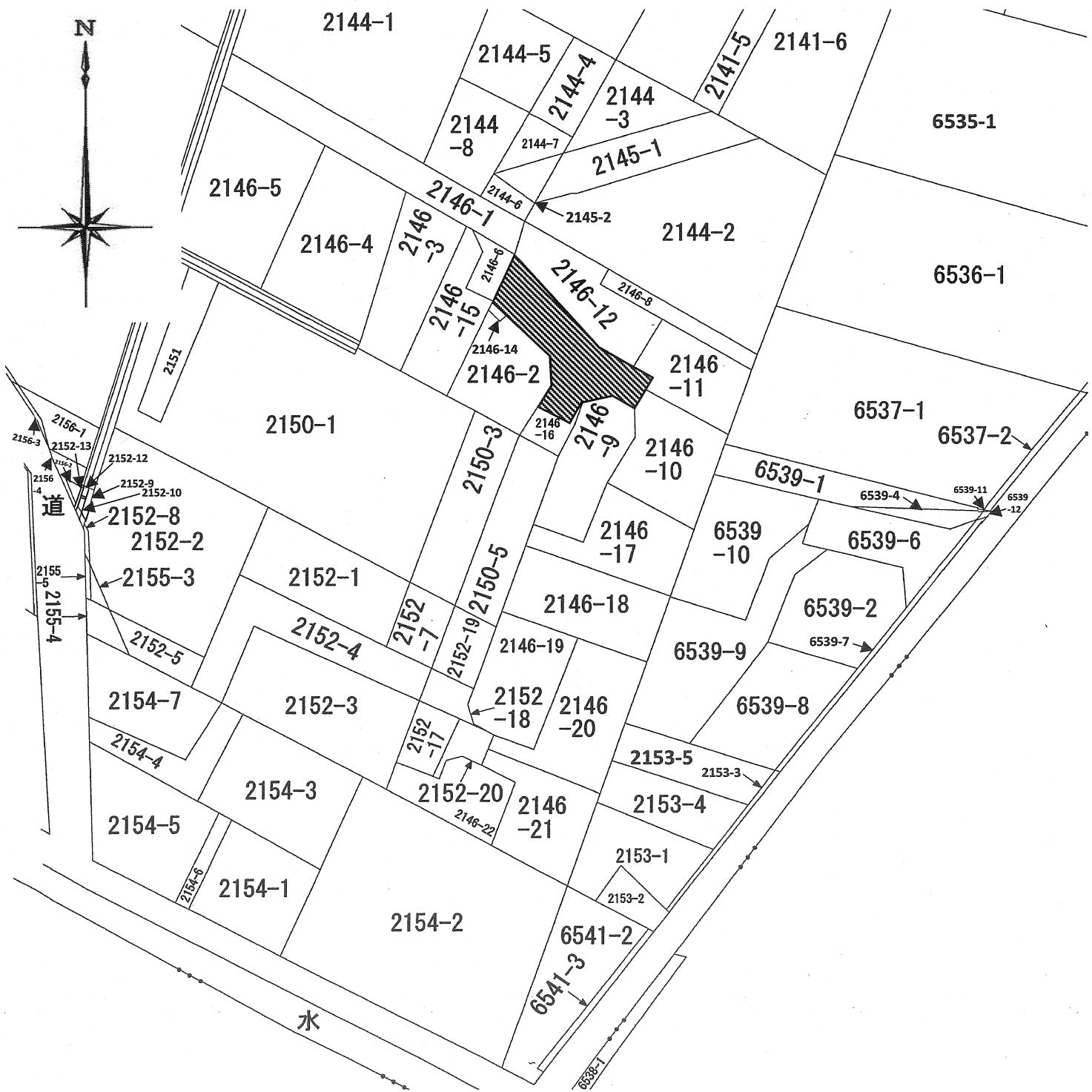
本案は、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



公図写

整理番号 1 1846号線
廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和8年2月24日提出

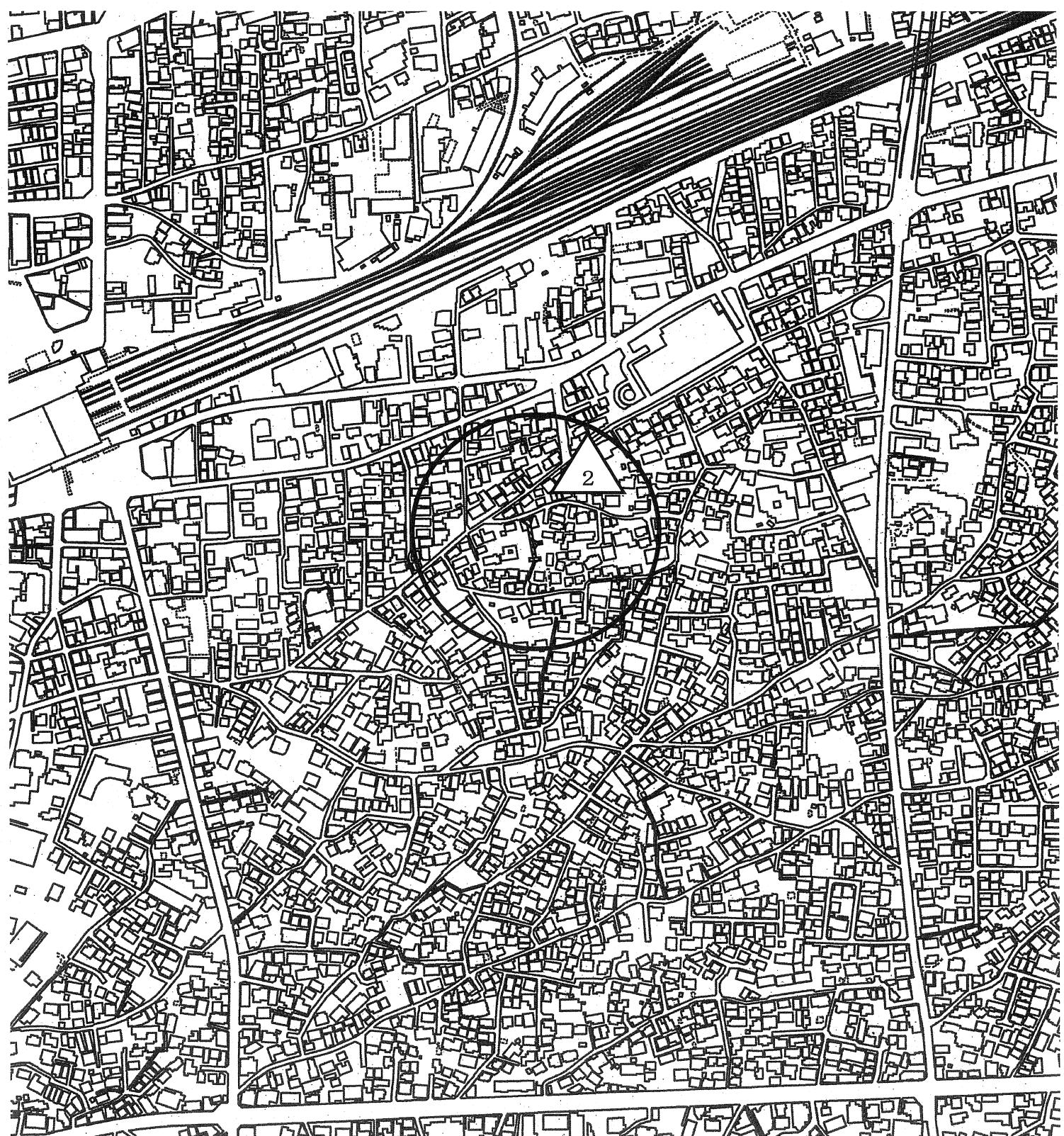
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△2	1958号線	東海岸北三丁目 10051番12地先	東海岸北三丁目 10063番6地先	64.44 m	4.50 m

提案理由

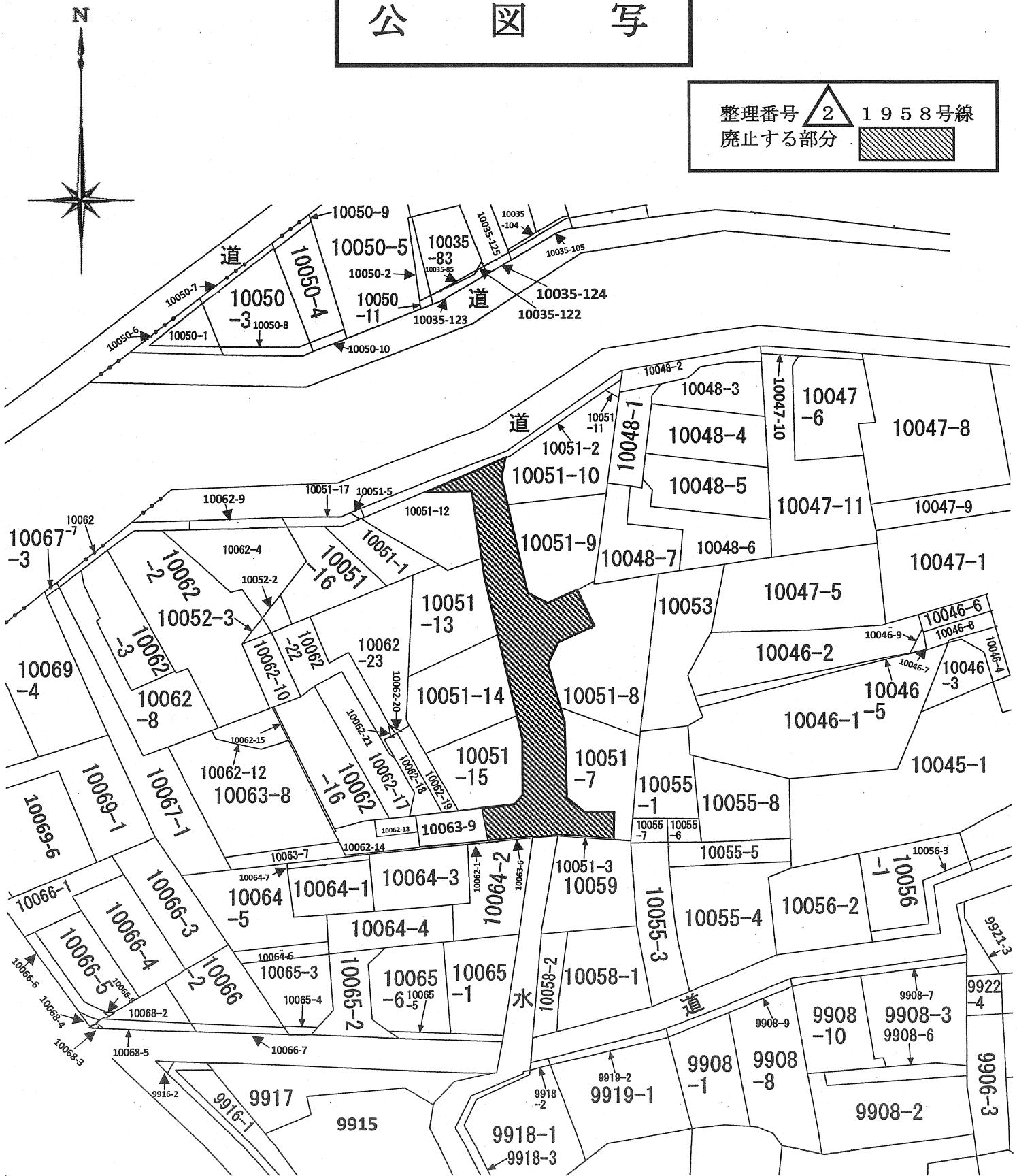
本案は、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号 2 1958号線
廃止する部分



議案第54号の1

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和8年2月24日提出

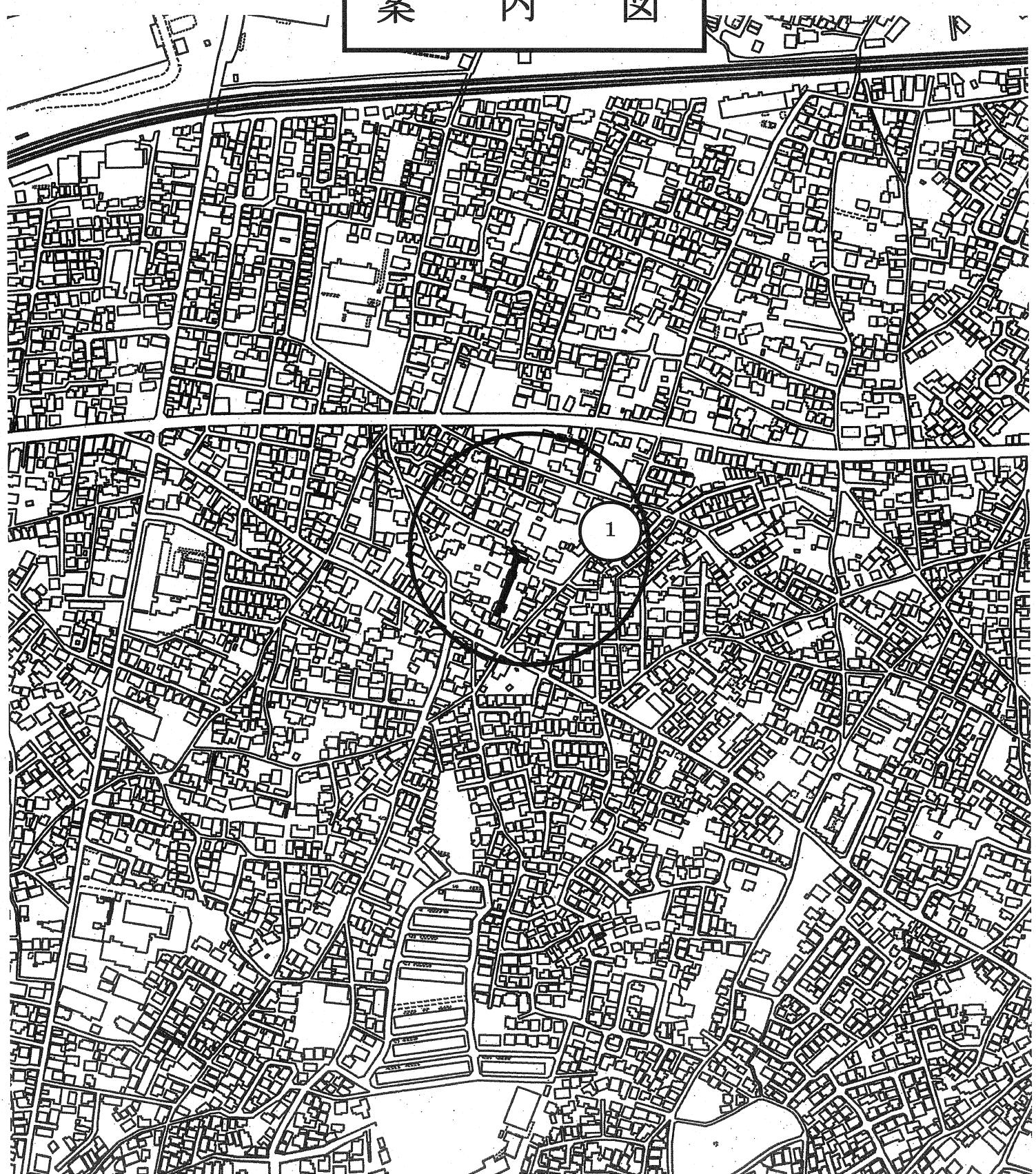
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1979号線	旭が丘 2146番14地先	旭が丘 2146番22地先	m 76.21	4.20 m 5.00

提案理由

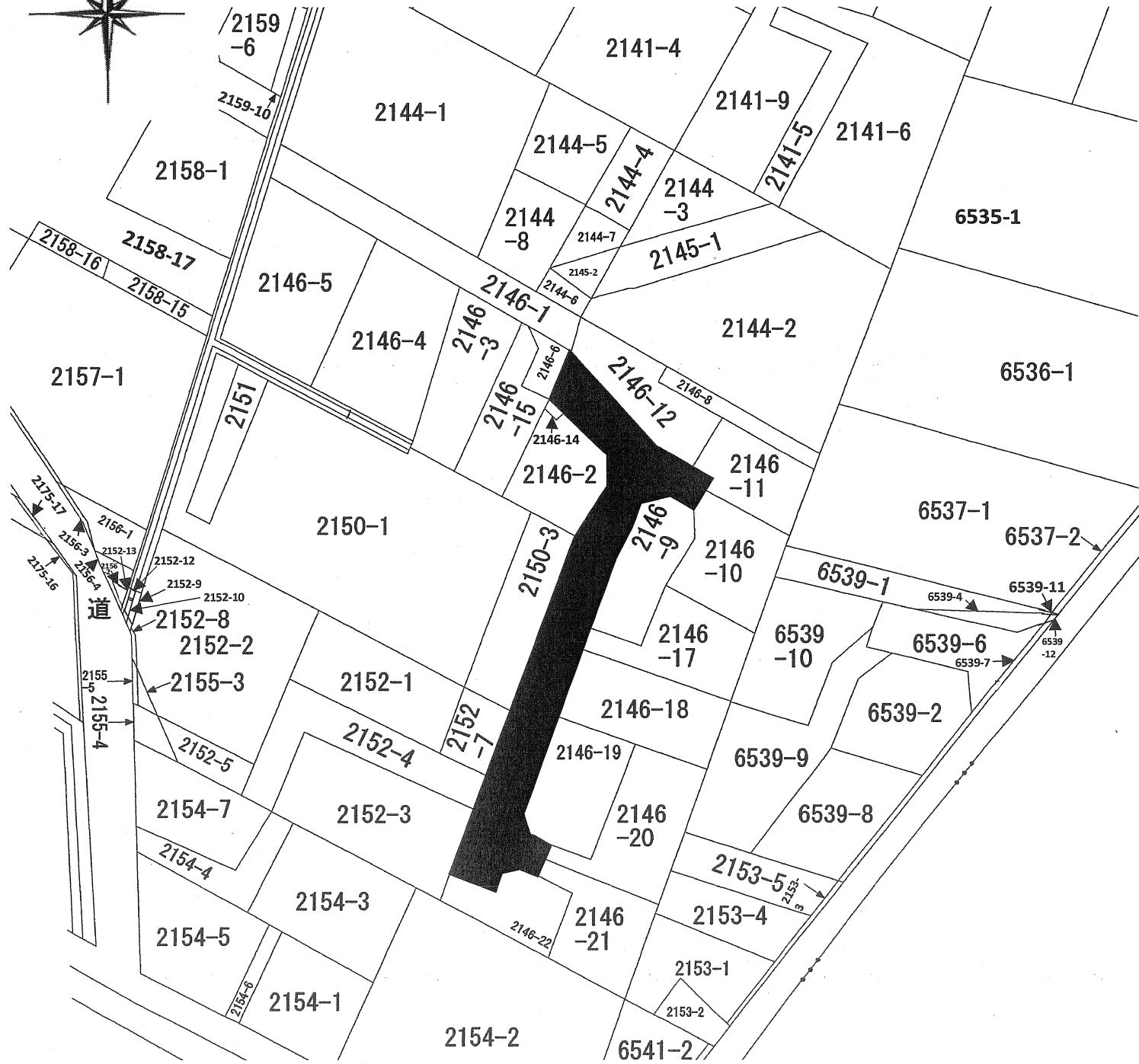
本案は、株式会社フォーシーズンズランドが築造し、令和7年11月1日に本市に帰属した道路及び市道1846号線を再編成し、新たな市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号①1979号線
認定する部分



議案第54号の2

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和8年2月24日提出

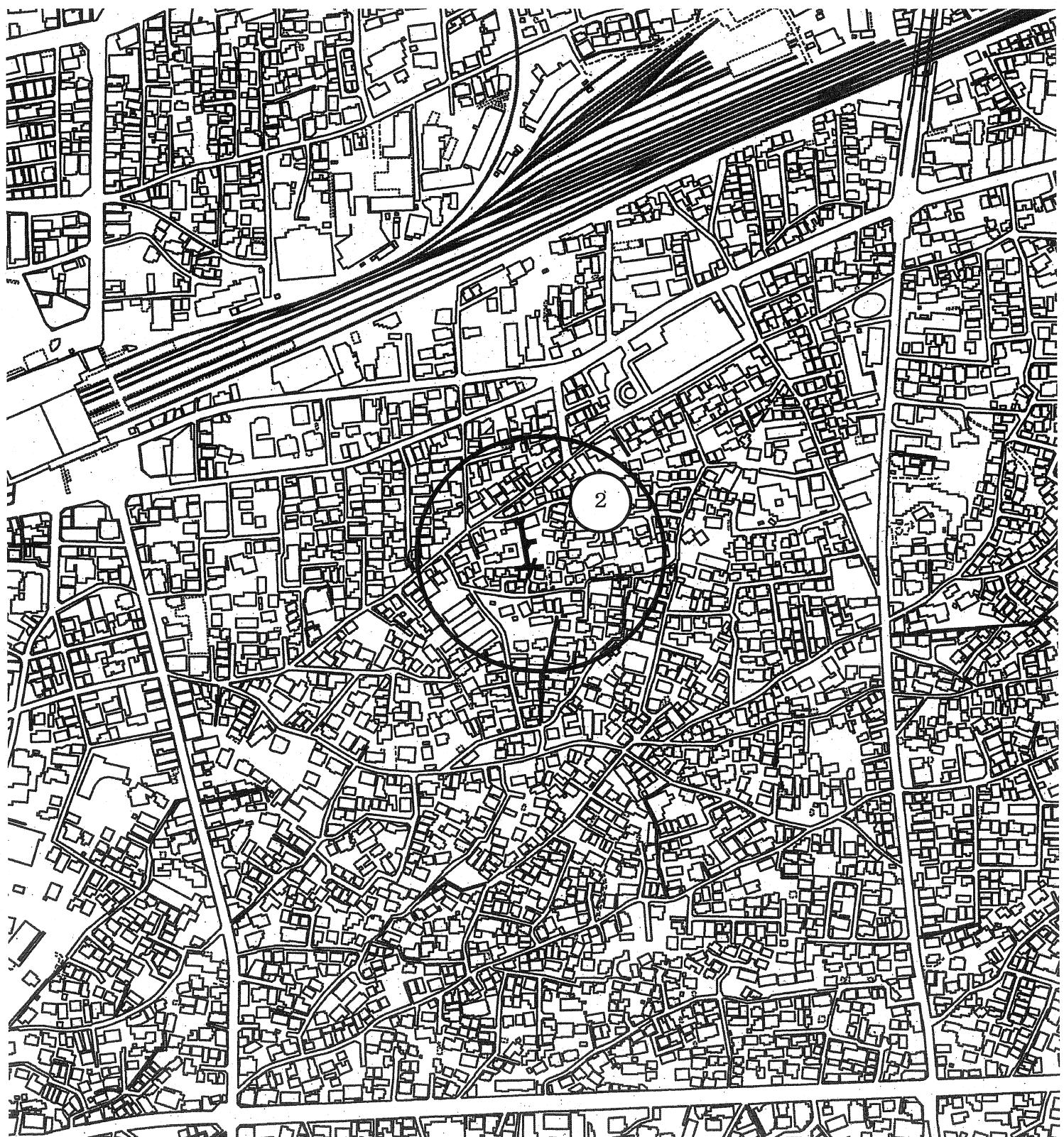
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1980号線	東海岸北三丁目 10051番12地先	東海岸北三丁目 10062番1地先	m 73.46	m 4.50

提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和7年12月11日に本市に帰属した道路及び市道1958号線を再編成し、新たな市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

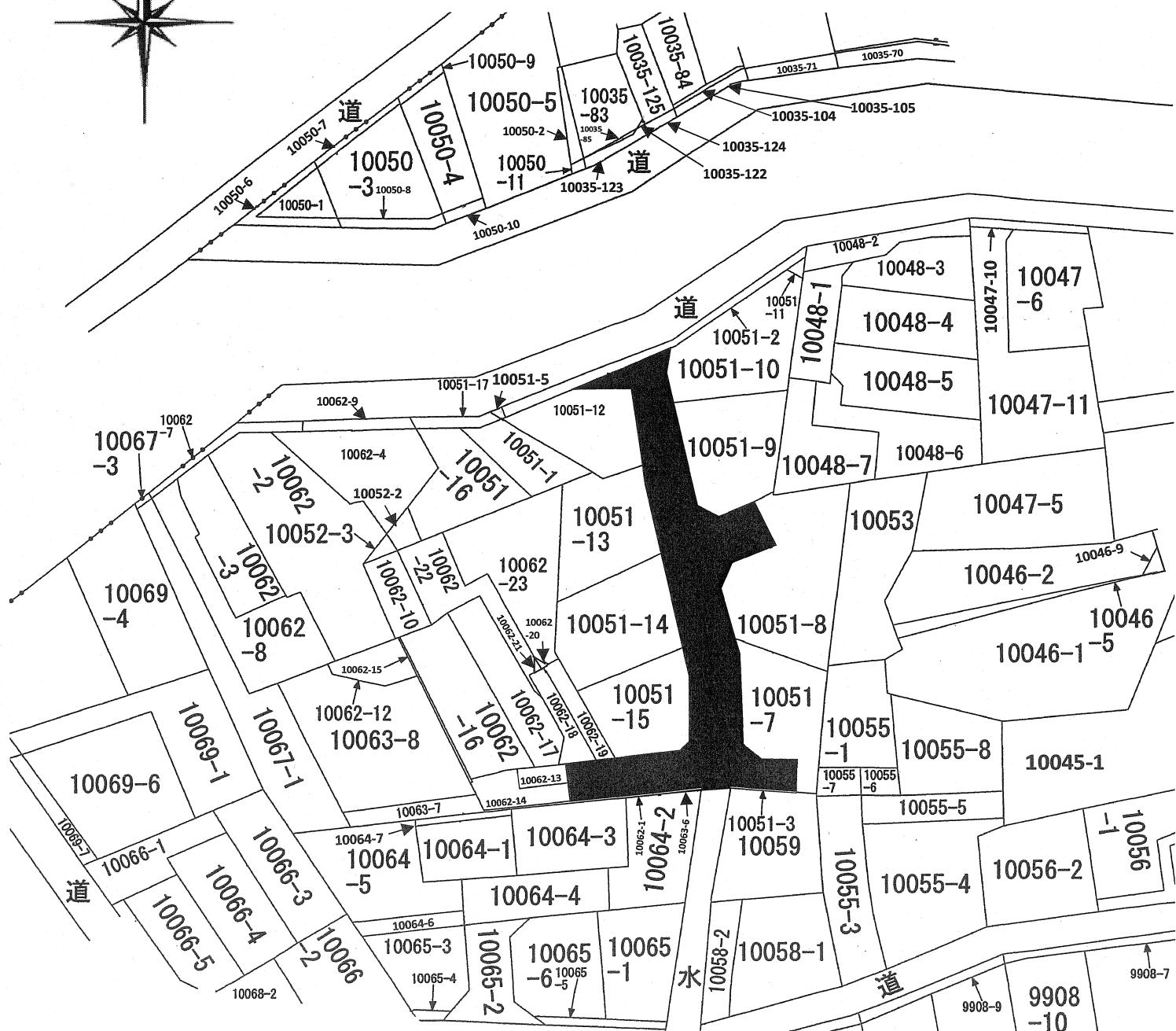
案 内 図



公 図 写

N

整理番号②1980号線
認定する部分



議案第54号の3

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和8年2月24日提出

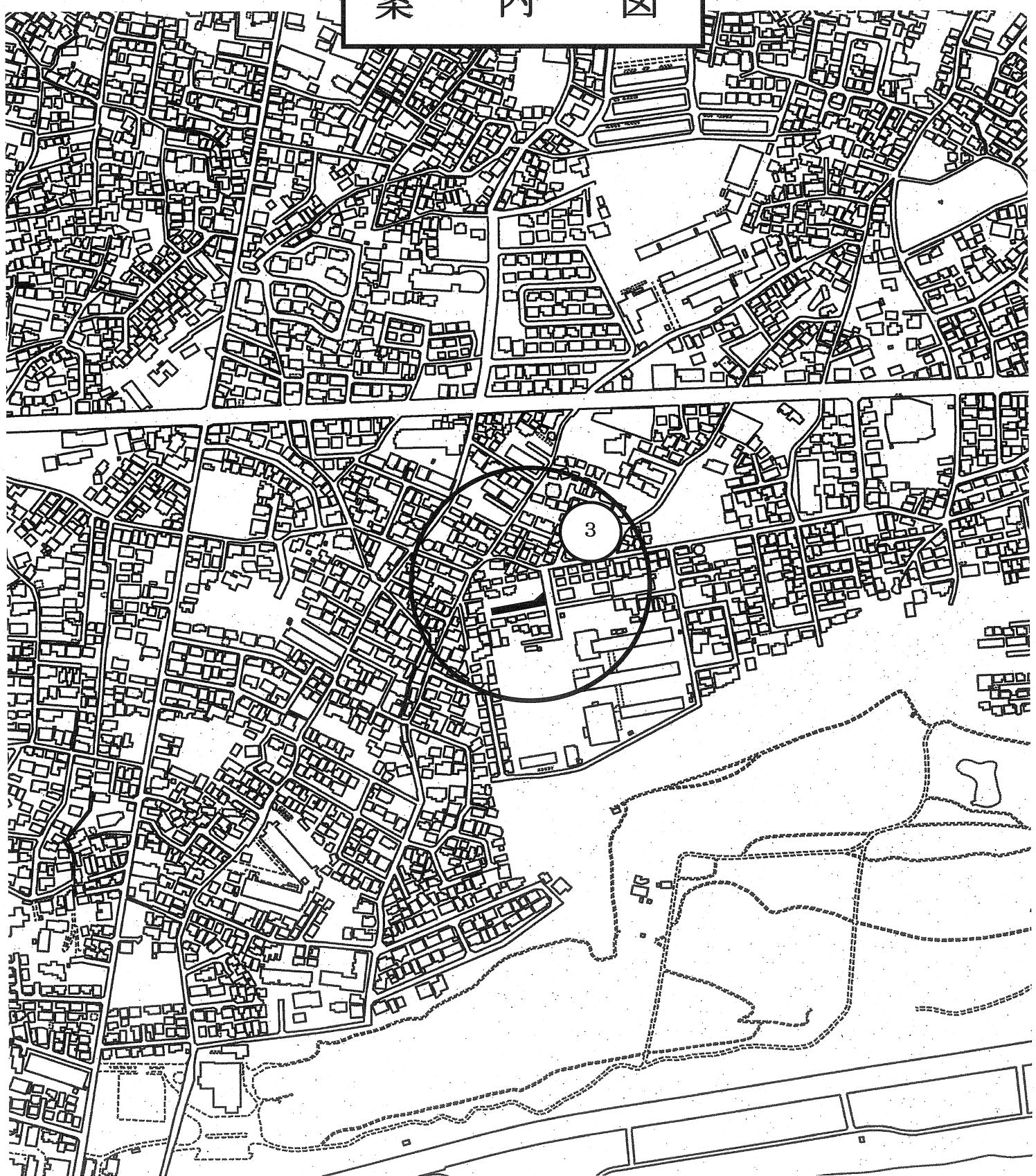
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	1981号線	白 浜 町 6739番1地先	白 浜 町 6739番10地先	m 46.77	6.00 m ~ 6.05

提案理由

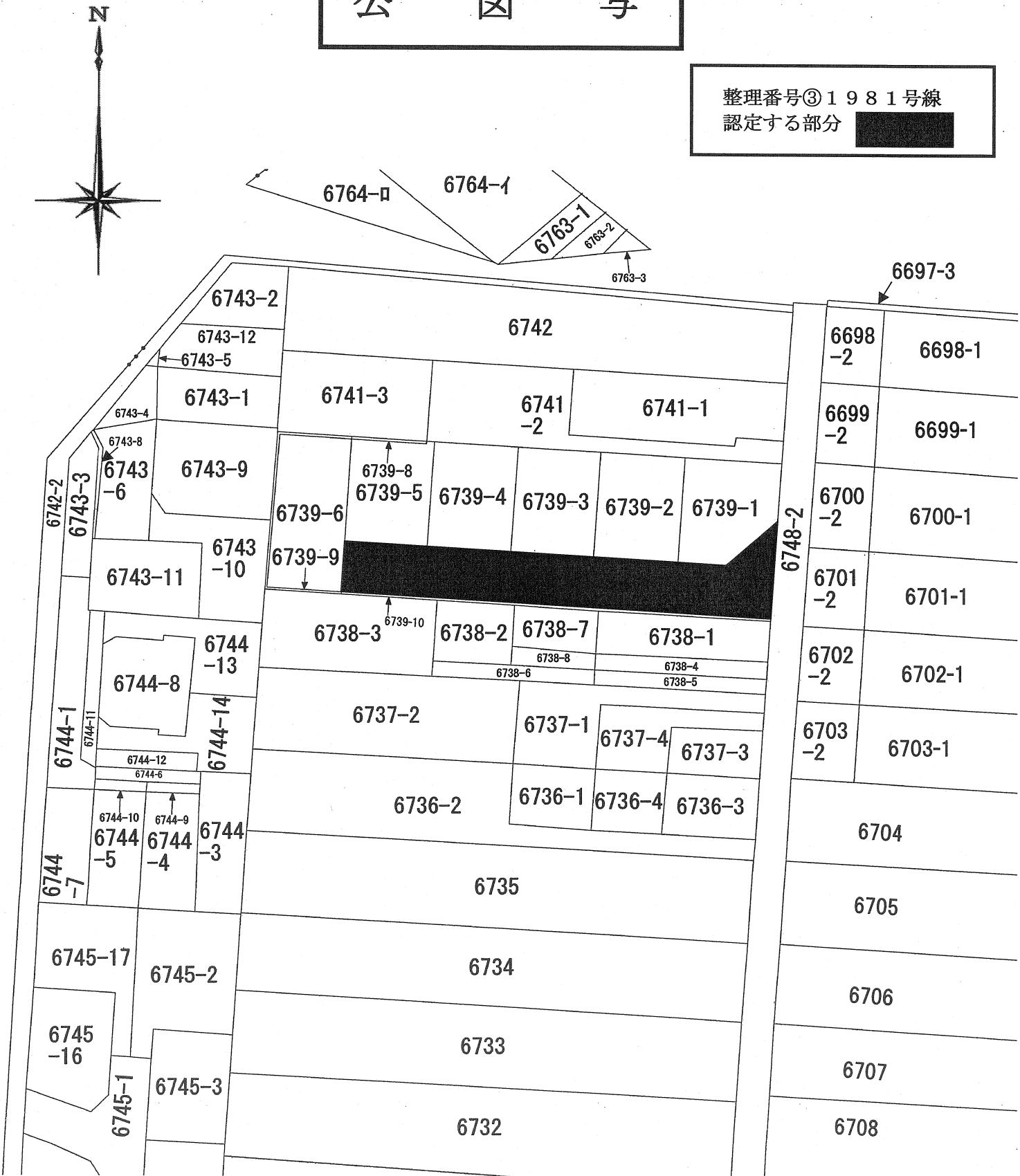
本案は、積水ハウス不動産株式会社が築造し、令和7年12月18日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号③1981号線
認定する部分



議案第54号の4

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和8年2月24日提出

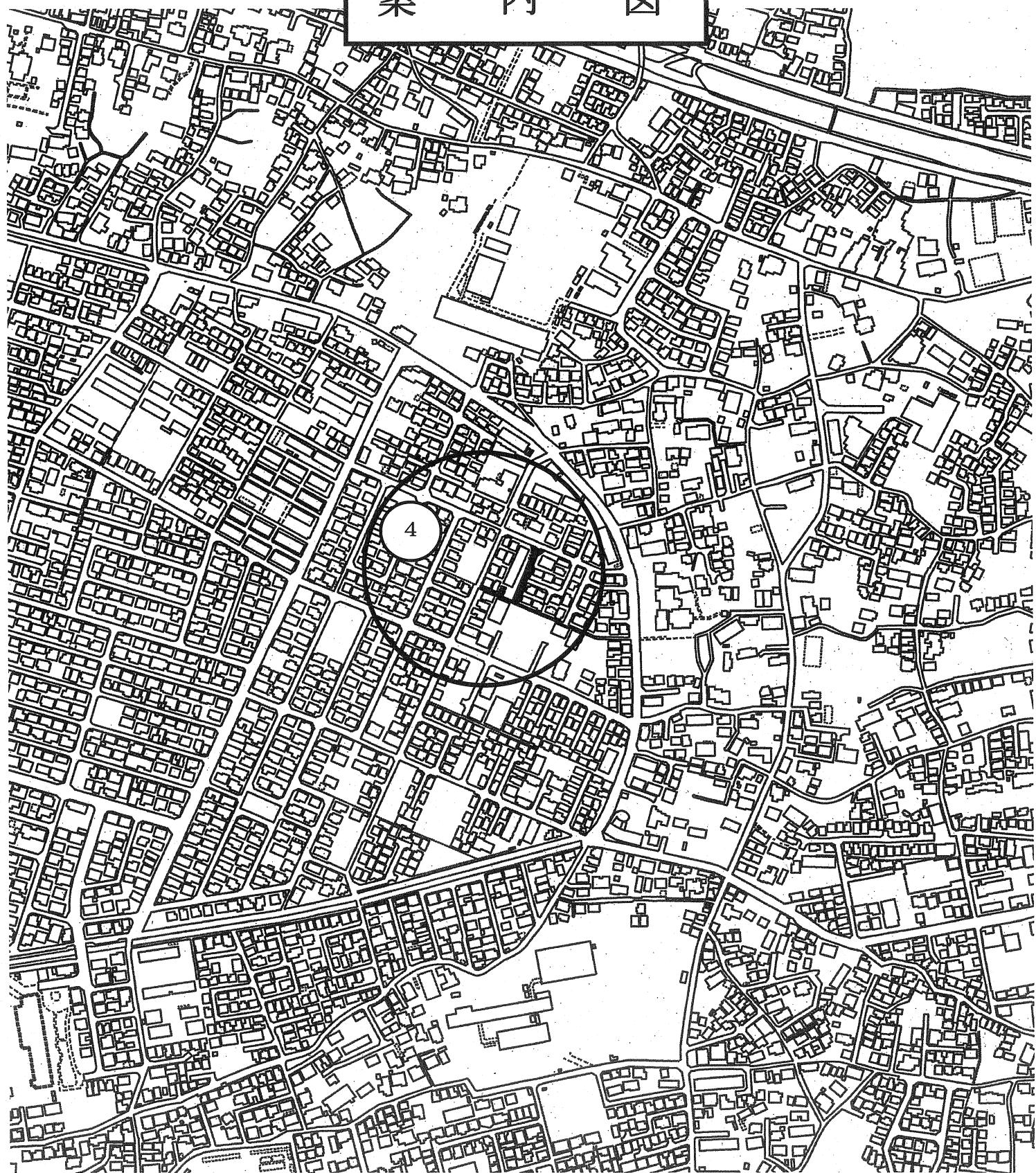
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	3539号線	室田二丁目 322番1地先	室田二丁目 323番20地先	m 53.54	m 5.00

提案理由

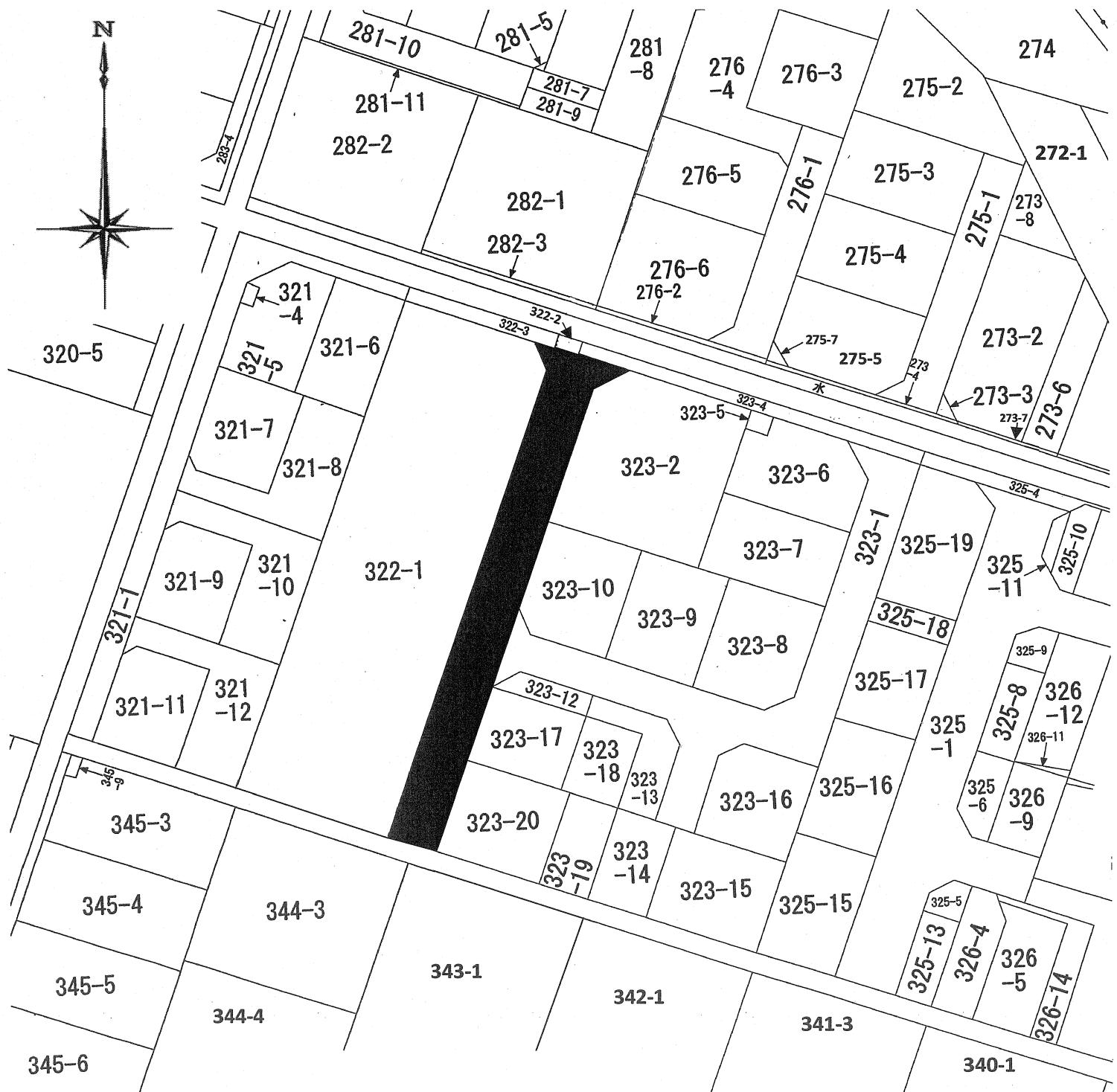
本案は、有限会社島崎商事、有限会社稻岡商事及び市内在住の個人から本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 司 写

整理番号④3539号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和8年2月24日提出

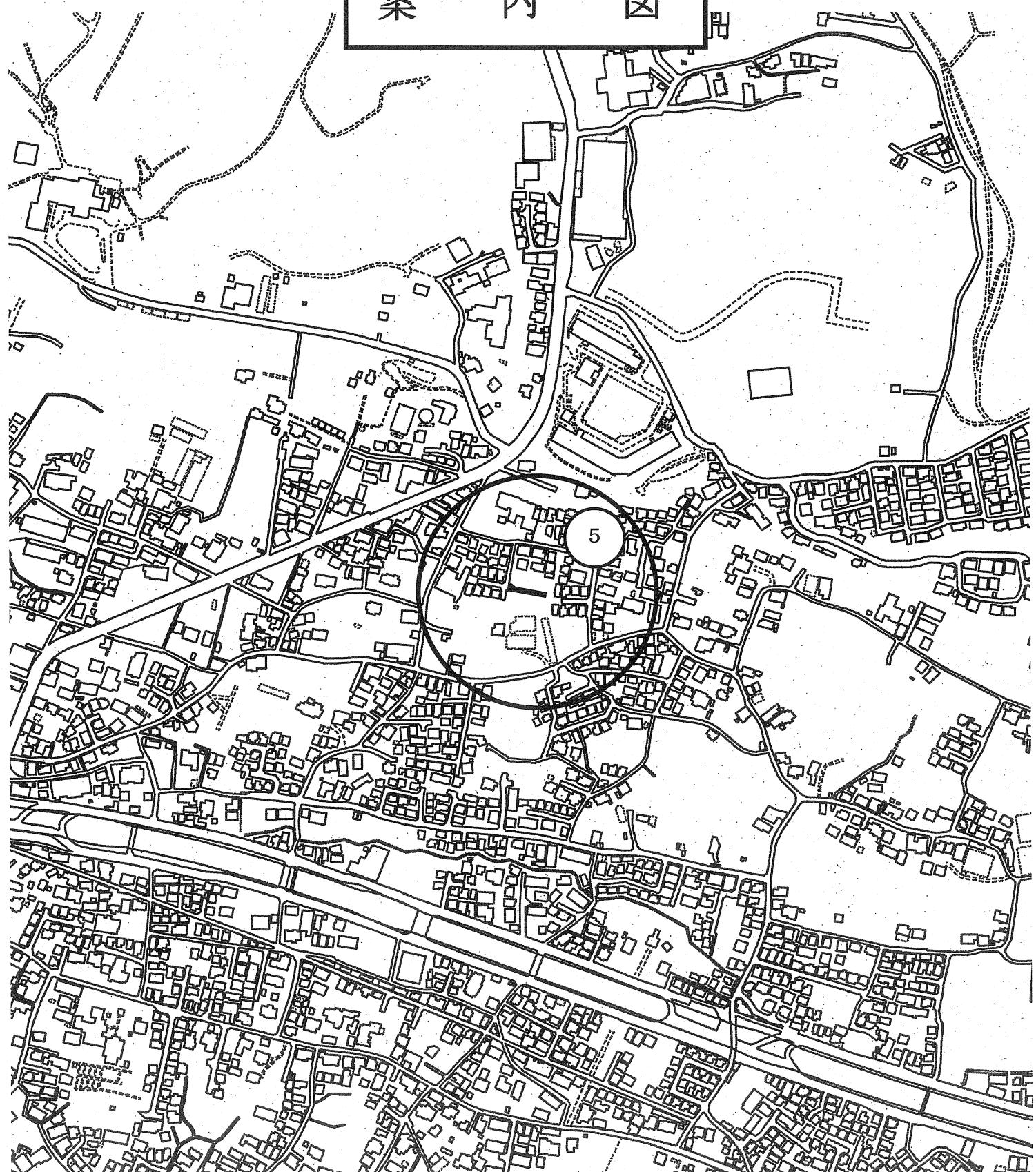
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	6564号線	甘沼字長谷 242番20地先	甘沼字長谷 242番18地先	m 33.67	m 4.21

提案理由

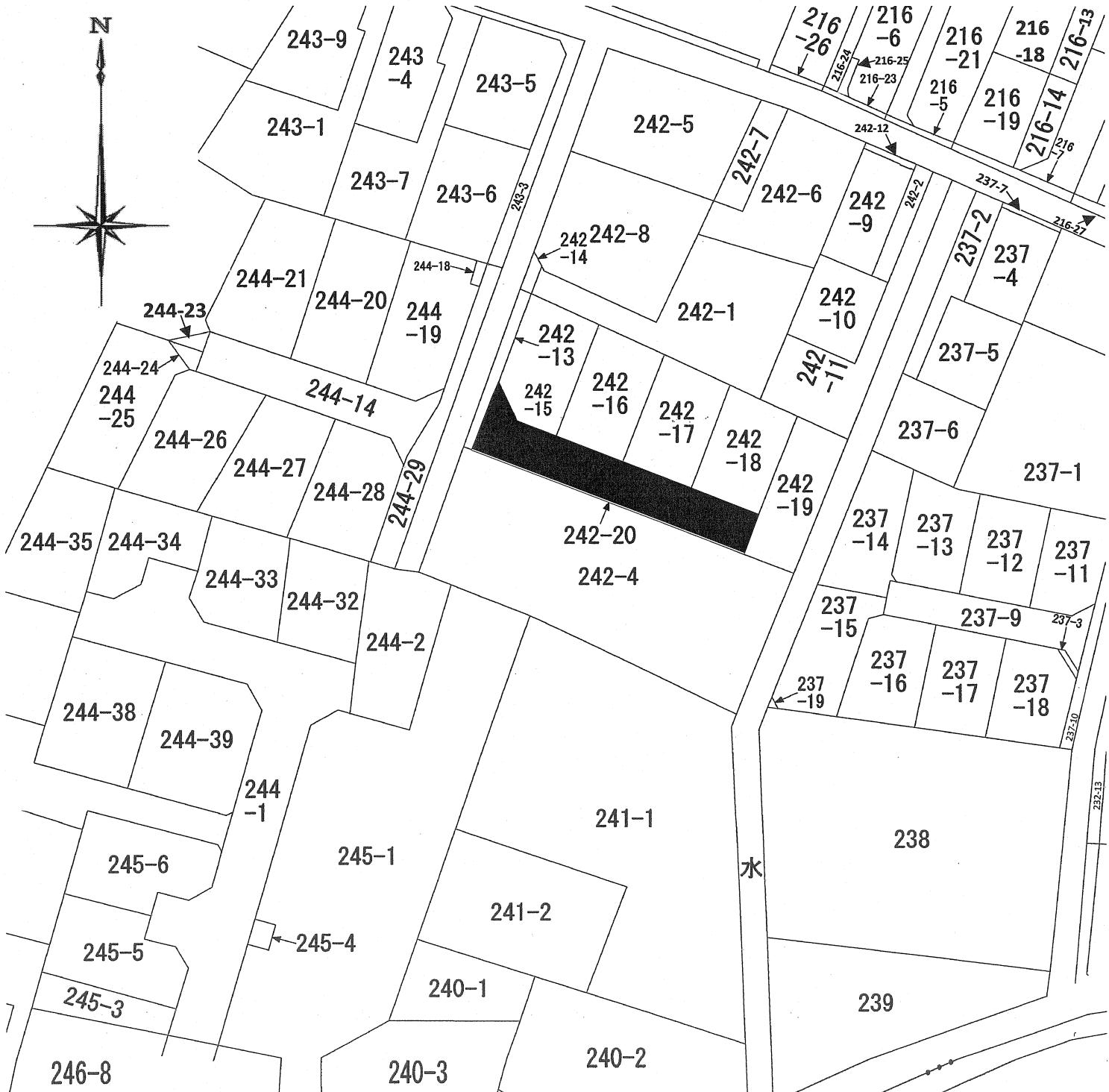
本案は、株式会社東栄ランドが築造し、令和7年11月18日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑤6564号線
認定する部分



専決処分の報告について

次のとおり令和7年12月22日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金294,793円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和7年9月17日午後1時00分頃、香川一丁目31番20号地先において、香川小学校職員が運転する原動機付き自転車が、丁字路を右折する際、左から直進してきた相手方車両の右側前方と当方車両の後方が接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。